地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、行政が策定する地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画です。地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤に、地域福祉をどのように推進していくかをまとめたものです。

この計画は、社会福祉協議会に設置される策定委員会(鎌倉市では「推進等委員会」(※ 用語説明①)と呼称)が中心となり策定が行われますが、決して「社会福祉協議会の活動計画」ではありません。住民が参加し、住民自身による地域福祉の推進方策を取りまとめた計画です。勿論、内容的には、住民参加の活動を支援する社会福祉協議会の役割や、基盤を整備する鎌倉市の役割等も含みます。

地域福祉活動計画には法制度の根拠はなく、あくまでも市町村の地域福祉課題に応じて自主的に策定されるものです。だからこそ、住民の「暮らしにくさ」「生活問題」「不安」等を幅広く取り上げ、それらに住民がどのように関わり解決していくか、社会福祉協議会や関係機関がそれをどう支援・応援するのかの方策を比較的自由な視点でまとめたものといえます。

第1章 鎌倉市地域福祉活動計画の理念と目標

1. 基本理念

基本理念:

みんながつながる、支え合い、助け合うまち かまくら

基本理念への思い:

この計画を策定するにあたり、市内各地区での懇談会をはじめ、各種団体、活動者、企業 など様々な方々から鎌倉市の地域福祉に関する課題や要望をお聞かせいただきました。そ れらを整理していく中で、サービスの新設による具体的な生活問題への対応や権利擁護の 仕組みづくりの必要性もさることながら、当事者活動や支援活動をしている地域・グルー プ・組織・団体等の「情報がない」「情報が効果的に発信できない」 「場所 (拠点・活動場所 両方)がない」「人が確保できない・育たない」「お金がない」「活動や運営に関する相談相 **手がいない」「役割期待ばかりされて支援がない**」といった課題も浮き彫りにされました。 これらの声を踏まえ、本計画では、前期計画の未達成課題も少なくないことから、基本的 な枠組み(「相談体制及び権利擁護体制の確立」「情報収集と提供」「関係機関との連携強化」 「交流の促進」「人材育成」の5本柱)を継承・発展させ、地域・グループ・団体・企業等 の「思いや活動をつなげる・ニーズと支援をつなげる」「支援活動や当事者活動を支える」 ことに重点をおいた 6 本柱で取り組む計画とすることにしました。もともと、市民意識が 高く市民活動も活発な鎌倉市であるにもかかわらず、それらのパワーを受け止めたり、繋い だり、促進したりする「応援する体制」が不充分であると感じたからです。資源と情報をつ ないだり、情報発信を手伝ったり、組織運営を支えたりすることで、市民の多様な生活ニー ズに応える「**支え合いの活動を応援する**」ことを目指し、ひいては、子どもから高齢者まで 市民誰もが安心して生き生きと暮らせるまちづくりを実現したいと考えます。

もう一つは、今期計画は、市が策定する「地域福祉計画(社会福祉法第 107 条に根拠)」とは別に、社協を中心とした民間活動中心の「地域福祉活動計画」のみでの計画となったことから、行政が中心的に担う制度的福祉の充実というよりも社会福祉協議会が中心となって推進する住民主体の地域福祉活動の充実や支援に力点を置いた計画にしたいと考えます。

かまくらささえあい福祉プラン(第5次鎌倉市地域福祉活動計画)体系図

計画の柱	I. なんでも相談体制の創設	 Ⅱ. 地域活動や組織運営の支援	 Ⅲ. 居場所や活動拠点の確保
把代二文載 指表ズまい か(※まい)	ロを作ってほしい(地区懇談会) ●全ての行政の制度やサービス がどうなっているかを自治会や民 生委員児童委員が質問できる窓 口があると良いと思う(民生委員 児童委員)	●ゴミ屋敷があるが周りの人が見て見ぬふりをしている。自治会の存続、コミュニティの維持が一番の課題(地区懇談会) ●社協又は市は、自分達でこれは出来るこれは出来ない、ということをきちんと説明しないと、我は何をしたら良いか分からない(地区懇談会) ●社協も地域に出向くことによって色々なことが見えてくるはずだが、ここ何年間かは殆どなかった。社協は専門職なので協力を	ザ) 不充分であると思う。住民(老〜幼) すべてが常につながり、その方法等拠点、中心となる人、運営の為のノウ、ク費用いろいろ(市民) ●住民が集まれる場所が近くにの世区と(市民) ●は民が像しい(地区懇談会) ●歩ける範囲に空き家をがしい(地区懇談会) ●歩ける範囲に空き家をがしたがり方をされる。入りやすくという作り方をされる。入りやすくという作り方をされる。入りやすくという作り方をされる。入りやすくと、明るいイメージが少ない(主要人は、ボランティを開放し、ボランティを開放し、ボランティを開放し、ボランティを開放し、ボランティを開放し、ボランティを開放し、ボランティを開放し、ボランティを開放し、ボランティを開放し、ボランティを開放し、ボランティを開放し、ボランティを開放し、ボランティを開放し、ボランティを表している方と、外部のではないか(ボラ協)
現状の課題の分析	●自分の困りごとを的確に把握できない・窓口が沢山あり何処に相談するのが最適なのか分からないため、とりあえず相談できる窓口が必要です。 ●民生委員児童委員や地域包括支援センター・福祉施設・企業などだけでは解決困難な相談に対して、様々な機関のつながりを持って相談に対応する仕組みづくりが必要です。	●「地域活動や団体運営に関する相談相手がいない」「地域組織やボランティア団体への役割期待が大きくなってきているが支援が十分ではない」などの声が多いため、専門職による地域支援が必要です。 ●地域の福祉課題やその解決策、情報を共有するために話し合う場と支援が必要です。 ●地域課題を解決するための見守りネットワークづくりやサロン・居場所など新たな住民活動開発への支援が必要です。	めとする「誰もが集え過ごせる場」
	①なんでも相談窓口を設置します ②相談の解決策を検討するなん	して地域課題の把握を行います	①既存の居場所・活動場所を整理し、また、新たな場の発掘に取り組みます
計画の目標	でも相談バックアップ委員会(仮称)を設置します	②地域課題を地域資源とつなぐ 仕組みを作ったりニーズに応じた 新たな支援活動の開発を支援し ます	②地域福祉活動関係者・団体の 活動拠点の確保・整備に取り組 みます

Ⅳ. 情報発信と情報共有の促進

- ●地域の情報をわかりやすく整理し、 周知していくこと(市民)
- ●市社協は横の連携体制が出来てい ると思うが、地域の力で困っている方を 助けることは各市町村でメニューがあ ると思うので是非その様な情報を発信 してほしい。そのことが活動に結びつく のではないか(地区懇談会)
- ●民協、社協、互いに知り合う事から なんでも相談し合える関係をめげずに 作っていく(民生委員児童委員)
- ●個人情報の問題を解決しないと、地 域でできることには限界がある(民生委 員児童委員)
- ●ボランティア団体と自治会が協働で きる環境になれば良い。地域の中では 自治会と繋がっている団体もあれば、 繋がっていない団体もある(ボラ協)
- ●手助けする意思の有る人と助けが 必要な人を結びつける仕組み(民生委 員児童委員)

V. 権利擁護と地域生活支援の充実

- ●お食事配達サービスの際、お客様 の様子がいつもと違う場合などの見守 りが必要であると思います(コンビニ)
- ●けがや病気により障がいや生活のし にくさを感じるようになっても、住みな れた地域・自宅で過ごすことができると いう安心感を持てるまち(市民)
- ●震災時に受け入れる施設の登録が できているが、実際可能なのかどう か?(障害団体)
- ●成年後見制度というけれど、色々と 事件が起きていることもあり、信用して 頼めるかという事が問題です。個人に 頼むのではなく、銀行(信託など)とか 施設とか、事業所とかちゃんとチェック して不正がおきないシステムが作れな いのでしょうか(障害団体)
- ●成年後見制度は充実とはいえな い。生活の見守りのみでなく、監督、生その後自宅に閉じこもりがちになる傾 活細部(金銭のやりとり、安全、保健) にわたる質と援助(障害団体)
- ●郵便局と役所が一体となり取り組む ことを前提とし、福祉施設が橋渡しを する体制(金融機関)
- ●精神のグループホームの事業数を 増加し、地域との生活や親がいなく なった後、安心して暮らせる所を増や せるよう、補助や施設数を増やしてほ しい(障害団体)

Ⅵ. 人材育成・確保

- ●今活動している方たちは高齢化して きている。新たな担い手を探していか なければいけないが、60代の方たち は仕事をしている人が多い。担い手不 足をどの様に解消していけばいいか (地区懇談会)
- ●地域には60・70歳代で家にいる方 |は沢山いる。その様な人たちに日頃か ら声を掛けることが必要(地区懇談会)
- ●既存の団体は70代~80代が多い。 急に50代~60代の方が入ってきても 馴染めない可能性が高い。そのため、 ボランティア活動のワークショップや研 修、立ち上げ支援を行い、新しいグ ループを50代~60代の年齢層の方が 担うという方が良いと思っている(ボラ 協)
- ●男性は地域との関係が途切れると、 向がある。男性に特化した団体はある ため、活動目的・内容を明確にしたも のであれば、男性参加者も増えるので はないか(ボラ協)
- ●手助けする意思の有る人と助けが 必要な人を結びつける仕組み(民生委 員児童委員)
- ●ボランティア協力者を探す、養成す る施策が必要。そしてボランティアの 方々の相談、支援、サポートする仕組 みが必要と思います(民生委員児童委 員)

- ●「情報がない」「情報が効果的に発 信できない」といった問題に対して、情 報を発信したい人と情報を知りたい人 の思いを繋げられる仕組みづくりが必 要です。
- ●手助けする意思の有る人と助けが 必要な人を結びつける仕組みづくりが 必要です。
- ●集う場所/活動場所を探している 人々と、把握・発掘された会場・スペ、 ス情報をつなぐ仕組みづくりが必要で す。
- ●親なき後の障害者や一人暮らし高 齢者の身の回りの生活支援、成年後 見制度の充実などが求められていま
- 害予防支援の仕組みづくりが必要で す。
- ●地域住民と福祉施設・企業などの連る方が必要です。 携による地区ごと・住民ごとの多様な 災害ニーズへの備えが必要です。
- ●地域の活動を支えている方々が高 齢化してきているため、次代を担う新 たな人材発掘・人材養成が必要です。
- ●支援や活動をしたい意思の有る ●金融機関・企業等と連携した犯罪被 人々と、支援・手助けを必要な人を結 びつける仕組みづくりが必要です。
 - ●日常の些細な困りごとを気軽に頼め

①社協の情報収集・発信力や内部の 情報共有力を強化します

②関係団体の情報発信を支援します

- ①判断能力に課題のある方々の地域 ①企業等の地域貢献活動を応援しま 生活支援を強化します
- ②災害時の福祉避難体制(要配慮者 (※用語説明②)の支援体制)を検討 します
- ③生活困窮者支援・無身元保証人問 題等に取り組みます

②福祉教育を更に推進します

③活動参加者の発掘・養成を強化し ます

3. 計画の柱ごとの目標と各主体の役割・取り組み(施策の推進)

I. なんでも相談体制の創設

目標 I-① なんでも相談窓口を設置します

市社協に「なんでも相談窓口」(仮称)を設置し、誰でも・なんでも・気軽に相談できる様、職員全員が面接・相談に対応していきます。大人から子どもまで対象を問いません。日常生活上の様々な困りごとの相談、どこに相談したらよいのかわからない相談、そもそも支援してくれるものかどうかもわからない相談など、「こんなこと相談していいのかな」と思うような些細で多様な相談も匿名・秘密保持で社協の「なんでも相談」でお伺いします。受け止めた相談は、専門相談窓口を紹介したり、支援団体や活動に橋渡しをするなど「相談の交通整理」を行います。

また「なんでも相談窓口」だけで相談を受けるのではなく、市社協の職員全員が担当業務を通じて、あるいは地域の中でアンテナを張って様々な相談を受け付けます。その場ですぐに対応・解決することはできない場合も「なんでも相談員」に繋ぎます。担当職員が業務を通じて、あるいは出向いた地域の中で相談を受け、対応し、解決した場合も含め、すべての相談は「相談記録」として残し、共有化し、蓄積し、新たなサービスの検討などに繋げます。

この「なんでも相談窓口」は、既存の各種相談窓口が行う相談事業や民生委員児童委員(※用語説明③)や地区社協等における相談機能等を妨げたり対抗するものではありません。それぞれの相談事業は今まで通りの事業・活動を行っていただき、そこに相談しやすい人はそこを活用すればよいと考えます。むしろ、「なんでも相談窓口」は、地区社協や民生委員児童委員などの活動者、行政機関、地域包括支援センター(※用語説明④)などの事業所や専門職、その他の相談機関、さらには企業等からの分野を跨(また)いでいて解決方法のわからない困りごと・ニーズ(※用語説明⑤)相談などもバックアップ的に受け止める「相談所の相談所」機能も果たそうとするものです。

目標 I -② 相談の解決策を検討するなんでも相談バックアップ委員会(仮称)を設置 します

この「なんでも相談窓口」事業は、「市社協が相談を受けて解決に繋げる」ことを100%保証しお約束するものではありません。なんでも相談ですから、その場ですぐに解決を図ることが難しい案件もたくさん寄せられると思います。助言や窓口紹介や橋渡しなど相談の交通整理だけでは解決に繋がらない相談案件については、社協が何とかするというよりも、「関係機関と協議・連携して解決に向けて最大限努力する」という対応をします。その中には、新たな資源(サービス、支援活動)開発検討なども含みます。

そのために、関係機関が連携することで解決策を一緒に考える「なんでも相談バックアップ委員会」(以下「委員会」)を設置します。この委員会は、行政(福祉・保健・教委)、施設、NPO(※用語説明⑥)、地域、医療、法務(弁護士、司法書士)、企業(商工会)、民生児童委員などの関係者で構成(※構成メンバーはあくまでも構想であり確定ではありません)され、定期的あるいは臨時的な会合を開催し解決策や新たな解決システムについて検討します。この委員会では固定的なメンバーにとどまらず、協議する課題(テーマ)によって新たな分野外メンバーに臨時委員として参加していただく場合もあります。また、委員会は全く新規に設置するのではなく、既存の協議体・委員会組織との兼務で、その機能を果たすことも構わないと考えます。

目標 I -①②を達成するための各主体の役割・取り組み

市社協の役割	・「なんでも相談窓口」を設置し、誰もが・なんでも・気軽に相談できる様、職員全員が面接・相談に対応していきます。窓口対応だけでなく、アウトリーチ型(※用語説明⑦)での問題解決も目指します。 ・なんでも相談窓口では解決を図ることが難しい相談案件は、関係機関が連携することで解決に結び付ける「なんでも相談バックアップ委員会」を設置します。 ・「なんでも相談窓口」をはじめ、各種相談機関を生活課題ごとに整理した「お困り相談
市の役割	先リスト」を作成し、必要とする人に確実に届くよう発信をします。 ・地域包括支援センターの相談機能の充実を図るとともに、市役所本庁舎内の「福祉相談窓口」を整備します。 ・鎌倉市全体の福祉相談体制の現状把握、認識の共有をまず行い、市の役割、市社協の役割、地域包括支援センターの役割などを整理し、市全体の福祉相談体制のあるべき姿を検討する中で、なんでも相談体制についても一緒に考え、協力していきます。
地区社協、自治町内 会、民生委員等の住 民・地域の役割	・地区社協情報誌、講座開催時などになんでも相談窓口の趣旨説明を行うと共に、地域包括支援センターなど専門機関のPRにも取り組みます。
NPO・ボランティア 団体の役割	・乳幼児健診などの際に、発達以外にも答えてくれる「なんでも相談」を設置し、アンケートを実施します。 ・NPO・ボランティア団体に呼びかけ、「なんでも相談バックアップ委員会」のメンバーを募集し参画します。 ・市民活動センターが福祉系の市民活動に関する相談の窓口機能を果たします。
当事者組織(※用語 説明®)の役割	・団体部会を通じた困りごと等の相談案件は、社協の相談窓口に繋げます。
福祉施設の役割	・施設部会は、ネットワークされた関係機関として、なんでも相談窓口と連携を図り、種別ごとの福祉施設が相談に対して対応します。

目標 I -①②を達成するための市社協行動計画

市社協の役割	【2019(平成31)年度】	【2020(平成32)年度】	【2021(平成33)年度】
①「なんでも相談窓口」を設置し、誰もが・なんでも・気軽に相談できる様、職員全員が面接・相談に対応していきます。窓口相談だけではなく、アウトリーチ型での問題解決も目指します。	職員全員で面接・相談に	相談窓口を継続します	
②「なんでも相談窓口」では解決を図ることが 難しい相談案件は、関係機関が連携すること で解決に結び付ける「なんでも相談バックアッ ブ委員会」を設置します。	なんでも相談で受けた相 談内容を見つつ、メンバー を検討していきます。	バックアップ委員会を立ち 上げ、まずは試行的な会 議を開きます。	定期的に会議を行います。
③「なんでも相談窓口」をはじめ、各種相談機関をテーマごとに網羅した「お困り相談先リスト」を作成し、必要とする人に確実に届くよう発信をします。	市民向けの生活課題別の以収集を行います。 すぐに提供できる情報は発		リストを作成し、必要な方 に発信していきます。

Ⅱ.地域活動や組織運営の支援

Ⅱ -① 専門職と地域住民が協働して地域アセスメントを全地区で実施して地域課題の把握を行います

「地域アセスメント(※用語説明⑨)」とは、医療で言えば適切な処方や治療を行うための「診察や検査を通じた診断(病名の確定)」に相当します。我が地区にどんな課題がどれ位あるのかを住民自身の手によって炙り出し把握するところから、「私たち地域住民は何をすべきなのか、何ができるのか」(治療法・処方箋)を考えることができます。「地域アセスメント」というと何か新しく難しいことに取り組むのかと思われるかもしれませんが、地域課題をテーマに話し合い問題意識を共有化する地域の住民懇談会等も、地域アセスメントの重要な過程・要素です。

なぜ地域アセスメントが必要なのかといえば、地域での福祉活動は、他地区の活動模倣ではなく、それぞれの地域課題に基づいたものである必要があるからです。その活動が、わが町・わが地域の課題と噛み合っていなければ、いくら活動を頑張っても、本来の地域の課題を解決するという目的も達成できません。そうした意味でも住民主体で取り組む地域アセスメントが改めて求められるのです。地域アセスメントは住民任せにするのではなく、社協や地域にある施設等の専門職が寄り添いながらともに取り組んでいきます。

鎌倉市には9つの地区社協があり、地区社協を基盤に地域アセスメントに取り組んでいきたいと考えていますが、もしかすると地区社協の単位では広すぎる地域があるかもしれません。少し住むところが違えば坂道などの買物等の外出の負担感、バスや電車など公共交通機関の便利さ、住宅団地開発による同世代集中地域、災害恐怖の種類や深刻度など様々違ってきます。そうした場合には、地区の事情に応じてより細分化した小地域(たとえば町内会)単位でアセスメントしたほうがより正確な課題把握ができます。

Ⅱ 一② 地域課題を地域資源とつなぐ仕組みを作ったりニーズに応じた新たな支援活動の開発を支援します

地域アセスメントをして終わりではありません。地域アセスメントで解決すべき課題が把握されれば、その課題に即した活動(資源)を新たに作り出したり、解決の仕組みを作っていくことが必要となります。このように、把握されたニーズを資源と照らし合わせて繋げていくこと、そして、住民の間で課題を共有して関心を向けてもらうことで初めて意味を持ってくるものです。

課題が見えてくると、それらの課題を「どれから」「どのように」解決していくのかを考える段階に移行します。地域課題を、福祉制度の充実などで行政が対応すべきものや地域で住民が取り組み解決を図るべきものとの選り分けが必要ですし、さらには、地域住民だけで解決に取り組めることと専門機関・専門職と地域住民が連携協働することによって解決できる課題との篩い分けも必要でしょう。その結果、「地域で担うべきもの」「地域で担えそうなもの」「どうすれば解決できそうか」等が絞り込まれてきます。さらにそれらの解決に向けた取り組みの順位付けや目標設定、解決方法、担い手、費用、期限などを検討し解決に向けての計画づくりをします。

この分析や計画づくりも地区の民生児童委員や地区社協役員のみで進めるのではなく、当事者、家族、活動者、子どもなど地域の様々な住民の参加を得て懇談会やワークショップ(※用語説明⑩)を繰り返しながら取り組みます。住民参加で地域アセスメントに取り組むことが、課題解決に向けた住民活動への参加の裾野の拡大にもつながります。このように住民自身が地域アセスメントに主体的に取り組む過程を、市社協では地域担当職員を中心に支援していきます。

目標 II-①②を達成するための各主体の役割・取り組み

市社協の役割	・地区担当者(※用語説明⑪)が中心となり、地域包括支援センター・生活支援コーディネーター(※用語説明⑫)と協力して、地域アセスメントを地区社協とともに取り組みます。 ・身近な地域での課題と資源を整理し、解決策について協議する場などの運営を支援します。(この協議の場は新たな会議を作るイメージではなく、既存の会議や協議体との兼務もあり得ますし、地域アセスメント作業参加者による固定しない緩やかな会議でもよいと考えています。) ・地区社協の活動の方向性や新たな活動のアイデアなどを地域とともに考え、組織運営を支えていきます。
市の役割	・生活支援コーディネーターや地域包括支援センターと連携し、地域の生活支援サービスの 充実や多様な主体とのネットワークの構築を図ります。また、地域課題の解決を目的として、 地域住民や市社協が進める各種活動に対し支援を行っていきます。
地区社協、自治 町内会、民生委 員等の住民・地 域の役割	・地域アセスメント、地域福祉懇談会等を通じて、地域ニーズの把握とこれに応じた活動を推進します。 ・市社協、生活支援コーディネーター、地域包括支援センターと連携し地域活動に取り組みます。
NPO・ボランティ ア団体の役割	・子育て世代向けに主任児童委員(※用語説明③)の下部組織として世話焼きチームなどの立ち上げを目指します。 ・定期的に各組織間で連携を図ります。 ・市民活動センター(※用語説明④)が仲介役となり、NPO・ボランティア団体による自治・町内会活動の運営サポート(イベント・講習会の企画・運営手伝いなど)を積極的に行います。
当事者組織の 役割	・地域課題について、当事者としての意見発信を行います。
福祉施設の 役割	・今までも個々の福祉施設が地域の要請により、地域活動を支えてきたが、福祉プランに従い、社協地域担当及び地域包括支援センター、生活支援コーディネーターと協働して、地域活動・組織運営を支えます。

目標Ⅱ-①②を達成するための市社協行動計画

市社協の役割	【2019(平成31)年度】	【2020(平成32)年度】	【2021(平成33)年度】
	地区担当、生活支援コー ディネーターを対象にした 地域アセスメントの勉強会 を開催します。		
①地区担当者が中心となり、地域包括支援センター・生活支援コーディネーターと協力して、地域アセスメントを地区社協とともに取り組	現在、地域アセスメントを行す。	なっている地区社協に対して	ては継続的な支援を行いま
みます。	地域アセスメント未実施のは 例などを参考に研修会を開		
		地域アセスメント未実施のよ もに取り組みます。	也区に対して、地区社協とと
②身近な地域での課題と資源を整理し、解決 策について協議する場などの運営を支援します。 (※この協議の場は新たな会議を作るイメージ	既存の会議を継続的に支払	受していきます。	<u> </u>
ではなく、既存の会議や協議体との兼務もあり 得ますし、地域アセスメント作業参加者による 固定しない緩やかな会議でもよいと考えてい ます。)	地域における福祉課題や情いていきます。	青報を共有する場、話し合う場	場において活動者の声を聴
③地区社協の活動の方向性や新たな活動の アイデアなどを地域とともに考え、組織運営を 支えていきます。	- - - - - - - - - -	の特性に合わせた活動を紹 ン・会食会などの分科会を行	.,,

Ⅲ. 居場所や活動拠点の確保

Ⅲ-① 既存の居場所・活動場所を整理し、また、新たな場の発掘に取り組みます

現在でも住民活動の「場」の確保問題は深刻ですが、住民主体の活動が今後拡大すればするほど「会場」の問題は深刻化します。活動場所などを必要としている団体に対してニーズ調査を行い、活動者や利用者の使いやすい場の確保や調整を市社協が中心となって支援します。具体的には、社寺、福祉施設、企業等の活用できるスペースを開拓してリストを作成したり、市や不動産関係者等と連携しながら空き家・空き店舗発掘・活用の可能性も探っていきます。

これらを通じて、「活動場所などを必要としている団体」と「提供者」とをマッチングする仕組みをつくります。さらには、市が所有する公共施設の早朝・夜間の活用など、利用者目線の柔軟な運用なども検討し、必要に応じて市等に働きかけていきます。

居場所づくりでは、これまで取り組みが十分ではなかった、孤食対策としての子ども食堂やみんなの食堂、子どもの学習の場、放課後の居場所、子育て中のお母さんの交流の場など「子ども」「子育て家庭」の支援に重点を置いて活動の立ち上げを応援していきます。また、そのために柔軟に使用できる場所の確保についても最大限の支援をします。居場所活動の担い手として地元企業や地域の高齢者の協力を期待し開発していきます。

Ⅲ-② 地域福祉活動関係者・団体の活動拠点の確保・整備に取り組みます

「活動拠点」は、「毎月第三水曜日の午後」といった活動日だけスポットで借りる「活動の場」とは違い、会議や物品保管ができる常設の拠点を指します。現在、市内の地区社協でも活動拠点を持たない地区がいくつかあり、拠点確保について要望が出されているところです。また、地区社協だけでなく各種ボランティア団体等の拠点問題も合わせて、活動団体のニーズを把握し、拠点となる場の発掘や公共施設の利用しやすい運用などを関係機関に働きかけるなど、市社協が中心となって支援していきます。

目標Ⅲ-①②を達成するための各主体の役割・取り組み

市社協の役割	・「寺社、福祉施設、企業等」の活用できるスペースを開拓しリストを作成します。 ・居場所・活動場所を整理し、「活動場所などを必要としている団体」と「提供者」とをマッチングする仕組みをつくります。 ・居場所・活動場所を確保するため、「空家、公園などの活用」や、「地域の福祉活動関係者の活動拠点の確保」を行政に働きかけます。 ・子どもの居場所として、福祉センターなど公共の施設の「早朝・夜間の活用など」具体的な提案を行政に行います。
市の役割	・地域の方が集い、交流できる場の創出について、公共施設を活用した事業を今後も実施していきます。また、地域で活動されている団体への支援を引き続き実施していくとともに、新たな活動の場づくりへの支援策を検討します。
地区社協、自 治町内会、民 生委員等の住 民・地域の役 割	・誰もが気軽に参加できる高齢者サロン・子育てサロン(※用語説明⑤)など交流の場の開設・運営に取り組みより充実させます。 ・地域の状況に応じた会場の確保の一つとして、町内会館等の閉館後の活用を検討します。
NPO・ボランテ ィア団体の役 割	・増加する共働き世帯のため、土日開催で駐車場のある民間スペースでのイベント開催を目指します。 ・子育て支援や高齢者支援の団体の活動拠点のうち他団体や地域と共有できる場所をリストアップします。
当事者組織の 役割	・具体的にどの様な居場所や活動拠点が必要となるかの情報を提供します。
福祉施設の 役割	・居場所や活動拠点として、支援できる福祉施設を募り紹介します。また、印刷及びテーブル・いす・テント等貸出備品・資材のリストを作成し、支援に結びつくよう発信します。

目標Ⅲ-①②を達成するための市社協行動計画

市社協の役+A5:E17割	【2019(平成31)年度】	【2020(平成32)年度】	【2021(平成33)年度】
	安心して地域へ活動ス ペースを提供できるプログ ラムや提供側のメリットなど を検討します。		
①「寺社、福祉施設、企業等」の活用できるスペースを開拓しリストを作成します。	「活動場所などを必要としている団体」のニーズの仮説を基に施設部会にアンケートを実施します。		
	赤い羽根募金(DM募金)/ す。	こ協力をしてくれている寺社、	、企業に協力依頼をしま
	開	拓した先のリストを作成します	├ .
②居場所・活動場所を整理し、「活動場所などを必要としている団体」と「提供者」とをマッチングする仕組みをつくります。	「活動場所などを必要として	いる団体」に対してニーズ訓 公表できる場については、! していきます。	
	なんでも相談において「活動わせた活動場所を紹介して	動場所を必要としている団体 いきます。	」の相談に対しニーズに合
③居場所・活動場所を確保するため、「空家	活動団体のニーズ調査を行い、具体案を検討します。	具体案を基に防災・防犯の 合いを行います。	面も含め市と定期的な話し
の活用」に向けて「地域の福祉活動関係者の 活動拠点の確保」を行政に働きかけます。	地域福祉活動拠点の確保 に向けて支所などの活用 を行政と協議します		
④子どもの居場所として、福祉センターなど公	具体案を局内プロジェクト チームで話し合います。		
共の施設の早朝・夜間の活用や、公園の活用 ルール変更など、具体的な提案を行政に行い ます。		具体案を基に公共施設の活 的な協議を行います。	★ 日本がについて、市と定期
			活用できる場所から開始し ていきます。

Ⅳ、情報発信と情報の共有の促進

Ⅳ-① 社協の情報収集・発信力や内部の情報共有力を強化します

福祉ニーズや福祉活動に関する情報を発信したい人と情報を知りたい人を繋げる仕組みをつくり、福祉・ボランティア・支援情報の流通を活性化しスムーズにするために、市社協のホームページや広報紙などを大幅に見直し読みやすく役に立つ情報媒体としていきます。また、フェイスブックなどの SNS を積極的に活用し、イベント等事業の報告に偏っていた情報発信を見直し「市民にとって必要な情報」「予告・告知型の情報」「市民生活に深くかかわる社協事業(成年後見制度(※用語説明⑯)、ボランティア保険など)の周知」「ボランティア・NPO・子育て団体などの活動紹介や活動参加者募集」「活動場所の情報」などを柔軟・迅速に発信します。

さらに、市社協内部の情報共有機能を強化し、柱 I で受け止めた相談ニーズの社協内共有や、柱 II の地域支援経過情報の共有、また、柱 III の居場所活動や「場」の情報共有などを円滑化します。

Ⅳ-② 関係団体の情報発信を支援します

市社協がもつ情報媒体を、市民・市内各種活動団体の情報発信にも活用していただけるよう 対応します。また、地区社協やボランティア団体等の情報発信スキルを高めるために、専門家 を招聘し情報発信・広報活動に関する研修機会を提供します。

目標IV-①②を達成するための各主体の役割・取り組み

市社協の役割	・ホームページ・広報紙・フェイスブックなどを活用し「市民にとって必要な情報」「告知記事」「社協事業の周知」「ボランティア・NPO・子育て団体などの活動紹介や活動参加者募集」「活動スペースの情報」などを迅速に発信します。 ・職員、地域の福祉活動関係者などを対象とした「広報研修会」を行います。 ・地区担当者と生活支援コーディネーターが、地域の方々との協働活動を通して情報共有をし、得られた情報を「地域支援カード」などを活用し事務局内でも共有します。
市の役割	・市、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター等が把握している社会資源などの情報を収集・整理し、提供します。あわせて情報通信技術を活用した収集・提供の仕組みを検討します。
地区社協、自治 町内会、民生委 員等の住民・地域 の役割	・地区社協情報紙の発行などを通じた、福祉情報の収集・発信に取り組みます。 ・地域福祉の情報・活動情報を市社協へ提供します。 ・市社協、生活支援コーディネーター、地域包括支援センターと社会資源などの情報や活動 情報などの情報の共有化を図ります。
NPO・ボランティア 団体の役割	・広報紙を予告型にして、更に参加者がフリーに書き込めるページをホームページに設けることを検討します。 ・市社協や地区社協が発行する地域活動に関連する情報を市民活動センターのホームページ、フェイスブックなどで共有し、市民活動団体に向けて再発信します。
当事者組織の 役割	・各団体が企画する研修会等の情報を市社協に提供します。また、市社協が収集した情報を、団体部会を通して各団体に提供します。
福祉施設の役割	・市社協のホームページ及び広報紙に「福祉施設のページ」を設け、施設部会の活動状況の発信を行います。

目標IV-①②を達成するための市社協行動計画

市社協の役割	【2019(平成31)年度】	【2020(平成32)年度】	【2021(平成33)年度】
①ホームページ・広報紙・フェイスブックなどを活用し「市民にとって必要な情報」「告知記事」「社協事業(成年後見制度、ボランティア保険など)の周知」「ボランティア・NPO・子育て団体などの活動紹介や活動参加者募集」「活動スペースの情報」などを迅速に発信します。	広報委員会を開催し、広報戦略について協議をします。 などを 記 イア 子育 集 」		
②職員、地域の福祉活動関係者などを対象と した「広報研修会」を行います。			
③地区担当者と生活支援コーディネーターが、地域の方々との協働活動を通して情報共有をし、得られた情報を「地域支援カード」などを活用し事務局内でも共有します。	地区担当と生活支援コーディネーターの情報共有会議を月1回行います。 各地区で得た情報を「地域支援カード」「情報共有システム(既存)」などを活用して情報共有をしていきます。 なんでも相談の個別相談も共有します。		

V. 権利擁護 (※用語説明団) と地域生活支援の充実

Ⅴ-① 判断能力に課題のある方々の地域生活支援を強化します

市社協が行う「法人後見事業(※用語説明®)」と「日常生活自立支援事業(※用語説明®)」の利用拡大を図り「判断能力が不十分な方々」の地域自立生活を支援します。併せて、これらの事業の利用促進のためのPR、事業を支える協力者となる市民後見人(※用語説明②)や支援員の養成に積極的に取り組みます。

障害相談事業所、地域包括支援センター、警察などと連携し、事例を踏まえて権利擁護のあり方について「意見交換会」を行うとともに、「判断能力が不充分な方々」の課題について広く市民への啓発に取り組みます。

V-② 災害時の福祉避難体制(要配慮者の支援体制)を検討します

地域で何らかの福祉的支援や生活支援を必要とする人々は同時に要配慮者でもあるという観点から、災害時要配慮者を地域の中で支える「災害に強い地域」づくりを進めます。平時からの住民同士の支え合う意識や顔の見える関係をベースに、災害時に要配慮者を地域で守り支えられる体制づくりを進めます。

地域防災は、一義的には自治会単位や自主防災組織単位で取り組まれるものですが、まだ取り組まれていない地区や、要配慮者支援体制づくりが急がれる地区などを対象に、地区社協・民生委員児童委員協議会・福祉施設などの連携により、自治会等でより一層取り組みが進むよう働きかけ、DIGや HUG(※用語説明②)の開催、住民支え合いマップを通じた近隣災害時要配慮者の把握、災害時避難懇談会の開催などを支援します。

Ⅴ-③ 生活困窮者支援・無身元保証人問題等に取り組みます

市社協では生活福祉資金貸付事業を推進しており、市やインクルージョンネットかながわ(※用語説明②)が取り組む生活困窮者支援との接点は多くあります。また、食を通じた生活困窮者支援や孤食支援活動に取り組むボランティア団体の支援も行っていることから、失業・未就業、低所得、孤立状態にある生活困窮者の方々の支援に一層積極的に関わり、支援の輪を広げていきます。

また、近年社会問題化しつつある「身元保証人不在問題」についても、市社協施設部会社会貢献委員会と密接に連携しながら支援のあり方を検討していきます。

目標V-①②③を達成するための各主体の役割・取り組み

	・「法人後見」を受任し実績を積みます。併せて市民後見人養成研修を行います。
	・「日常生活自立支援事業」の周知を行い、必要な方が利用できるようにします。
	・「施設職員」や「親族後見人の方々」に対する専門職による、専門相談を実施します。
	・身元保証人がいない方々の支援について検討していきます。
市社協の役割	・「地域の住民」に平時より防災意識を持ってもらうため、地区社協、町内会などで講演会を
	行います。
	・日ごろから「地区社協・自治会・福祉施設・企業等」に働きかけ、人材や備品の確保などに
	ついて協議を行い災害時に備えます。
	・認知症になっても地域でその人らしく暮らしていけるまちづくりを推進していくために、認知
	症サポーター養成講座(※用語説明②)や認知症に関する様々な普及啓発活動を通じて周
	囲の人の認知症への理解を深め、地域でその人らしく暮らせる体制や工夫を共に考える機
	会の提供を図ります。
	・認知症等の早期発見、早期対応につなげるため、認知症初期集中支援チーム(※用語説
	明②)を活用し、適切な支援につなげると共に、各地域包括支援センターに配置している認
市の役割	知症支援推進員(※用語説明図)や、消費生活センターと連携し、関係機関等のネットワー
川の万区部	クを構築します。
	・市民後見人については、基礎研修・実践研修の実施により、その養成を図ります。また、市
	社協が行う法人後見事業への支援を行います。
	・地域での生活の充実を図るため、施設設置にかかる補助事業の拡充を行います。
	・市において保護観察対象者の臨時雇用の促進を図ります。
	・生活困窮者に対し、就労準備支援や家計相談支援事業を検討、実施します。障害や難病
	に対する理解の促進・啓発活動を行います。
地区社協、自治	・各種制度を理解し、地域の方へ情報提供を行います。
町内会、民生委	・市社協・関係機関と連携し、住民への理解・周知のための各種講座の開催を目指します。
員等の住民・地	・日常的に近隣住民同士の連携を図ります。
域の役割	
NPO・ボランティ	・小中学校区で「地域でささえあう」ことについて検討します。
ア	
団体の役割	
当事者組織の役	・当事者によって異なる権利擁護とは何か、生活支援とはどのようなものなのか、具体的な取
割	り組みの情報を提供します。
	・福祉施設での、後見人のあり方について、社会貢献委員会等で検討します。
	・福祉施設として、社会現象になってくる身元保証人がいない場合、身元保証をどのようにす
福祉施設の役割	るか、社会貢献委員会等で検討していきます。
	・災害時の福祉避難体制を整えるため、防災作業部会で検討していきます。
	・生活困窮者への支援を社会貢献委員会で検討していきます。
	THEORE "AMERICANICATION CO./ CO./ CO./ CO./ CO./ CO./ CO./ CO./

目標V-①②③を達成するための市社協行動計画

市社協の役割	【2019(平成31)年度】	【2020(平成32)年度】	【2021(平成33)年度】
	市民後見人養成講座(実践研修)を行います。(10名程度) 市民後見人養成講座修了者が法人後見支援員として活動できるよう支援します。 (5名程度)		
①「法人後見」を受任し実績を積みます。併せて市民後見人養成研修を行います。	専門員・支援員のスキル アップなど法人後見事業 の体制を整えます。		
	法人後見専門員、支援員0)スキルアップのため、様々፣	な研修などに参加します。
②「日常生活自立支援事業」の周知を行い、 必要な方が利用できるようにします。	行政各課、地域包括支援センター、居宅介護事業所などに説明会を行い、必要な 方が適切に事業に繋がる様に努めます。		
③「施設職員」や「親族後見人の方々」に対する専門職による、専門相談を実施します。	引き続き専門相談(弁護士	、司法書士、行政書士、社会	会福祉士)を行います。
④身元保証人がいない方々の支援について 検討していきます。	施設部会(社会貢献委員会	ミ)と連携しながら支援のあり	方を検討をしていきます。
⑤「地域の住民」に平時より防災意識を持って もらうため、地区社協、町内会などで講演会を 行います。		、町内会などで災害福祉講演 織単位のDIG・HUG研修に利	
⑥日ごろから「地区社協・自治会・福祉施設・ 企業等」に働きかけ、人材や備品の確保など について協議を行い災害時に備えます。	市防災担当課と協力して、体制を整えていきます。	先行事例などの発表会を行	い、地域における災害時の

Ⅵ. 人材育成・確保

Ⅵ-① 企業等の地域貢献活動を応援します

社会貢献・地域貢献を希望する企業、銀行・郵便局、社寺、商店、学校、地域、公民館、各種団体等に「鎌倉の福祉の現状を知る」「鎌倉の地域ニーズを知る」「鎌倉の住民活動を知る」など、地域密着視点での福祉教育プログラム(福祉講座メニュー)を提案し、出前型・派遣型(福祉教育講座、福祉体験学習、認知症サポーター養成講座など)で行い、地域・社会貢献活動の支援を行います

出前講座はパンフレットを作成しプログラムを提案するなど積極的に宣伝します。パンフレットでは、併せて、既存の地域ボランティア活動の紹介、地域活動参加の促しなども盛り込み、講座の受講で終わるのでなくその後の社会貢献活動への参加につながるよう工夫します。福祉教育プログラムや出前講座は、企業の社員対象だけでなく、企業主催の顧客向け(市民等)行事としても派遣協力します。

Ⅵ-② 福祉教育を更に推進します

福祉教育意見交換会を毎年開催し、学校から福祉教育プログラム(福祉講座メニュー)に関する要望を聞き、無理なく効果的な多様なプログラム(福祉講座メニュー)を学習指導案/授業計画案とともに提案します。福祉教育プログラム(福祉講座メニュー)には、市内の福祉施設職員や当事者の方々を講師としてお願いしたり、施設を会場として提供・開放してもらい利用者との交流も盛り込んだメニューなど、市社協施設部会や当事者団体と連携・協力して開発します。これらの福祉教育プログラムは、学校でのみ取り組んでもらうものではなく、地区社協で住民(大人)を対象に取り組んでもらうことも大切ですので、地域へも積極的に福祉教育プログラムを提案していきます。

総合的な学習の時間などで過去に福祉教育を取り入れた福祉教育実施校の教員、体験型福祉教育実施校教員、福祉教育を手伝ってくれたボランティアなど関係者を集めた福祉教育意見交換会・研修会を開催し、そのなかで出された意見を参考に、さらに福祉教育プログラム(福祉講座メニュー)の開発や更新に反映していきます。

Ⅵ-③ 活動参加者の発掘・養成を強化します

地域のニーズに合わせたボランティア養成講座などを行い、新たな活動団体/グループの立ち上げを積極的に支援します。また、活動希望者・講習会等参加者などのボランティアを既存の活動者/団体とつないで各団体の後継人材供給支援も行います。一方で、メンバー獲得のための運営ノウハウや広報戦略などを内容とした、団体・グループリーダー向けの研修会を開催します。

「子育て世代」「高齢者」をはじめとする地域に暮らす様々な人々に、より一層地域活動に関心を持ってもらう「きっかけづくり」として、多様で時宜を得た研修会や人材養成講座を企画・開催します。また、ボランティア募集を呼びかけることと市民に活動を知ってもらうことを目的とした「ボランティアグループ活動発表会」(仮称)を開催します。

地域ニーズに合わせたこれらの取り組みを迅速・機敏に行うため、社協内での地域ニーズの情報共有体制の充実を図り、ボランティアセンターのみでなく職員プロジェクトチームなどでボランティア講座等の企画を検討し、次年度のボランティアセンター事業計画に機敏に反映します。

目標VI-①②③を達成するための各主体の役割・取り組み

市社協の役割	・企業等に「福祉教育プログラム」を提案し、地域・社会貢献活動の支援を行います。 ・福祉教育において、事前に学校に「どのような福祉教育を行いたいのか」などの要望を 聞き、内容を反映させたプログラムを提案します。併せて「福祉施設の職員」や「当事者」 を講師としたプログラムの提案も行います。 ・「地域ニーズ」に合わせたボランティア養成講座などを行います。「活動希望者・講習会 参加者」などのボランティアを「既存の活動者」と繋いでいきます。また「新たな活動団体」 の立ち上げ支援を行います。 ・40代・50代といった「子育て世代」や退職して間もない「高齢者」等が地域活動に関心 を持ってもらう「きっかけづくり」として研修会などを行います。
市の役割	・地域のお祭りなどの行事を通して、日頃から住民同士が繋がり合える様にします。 ・地区社協・自治町内会・民生委員児童委員が連携して、後継人材の発掘・養成を目指 します。 ・人材育成のための福祉講座、研修会を開催し参加します。
地区社協、自治町 内会、民生委員等 の住民・地域の役割	・地域のお祭りなどの行事を通して、日頃から住民同士が繋がり合える様にします。 ・地区社協・自治町内会・民生委員児童委員が連携して、後継人材の発掘・養成を目指します。 ・人材育成のための福祉講座、研修会を開催し参加します。
NPO・ボランティア 団体の役割	・個人にとって身近な、子ども会、幼稚園・保育園・小学校の保護者などを地域人材として確保出来るか検討します。 ・市民活動センターが、高校生を対象とした「地域ボランティアエアポート」活動の拠点として機能し、市内の高校生にボランティア活動を呼びかけ市民活動団体と協力して将来の担い手を育成します。 ・セカンドライフかまくら(生涯現役促進地域連携鎌倉協議会)と協働でアクティブシニアなどに働きかけて地域デビューを促進するイベント・セミナーを企画・実施します。
当事者組織の役割	・福祉教育プログラムの開発及び作成や当事者を理解するためのプログラムに基づく教育現場の講習(実習)に参画します。・必要とされる福祉ボランティア情報の提供及びボランティア講座のプログラム作成に協力します。
福祉施設の役割	・市社協が行う次世代への福祉教育プログラムの作成に参加し、講師の派遣も行い、あわせて実習も受け入れます。 ・福祉ボランティア講座に講師を派遣します。

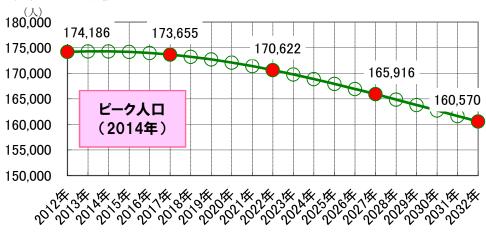
目標VI-①②③を達成するための市社協行動計画

市社協の役割	【2019(平成31)年度】	【2020(平成32)年度】	【2021(平成33)年度】
①企業等に「福祉教育プログラム」を提案し、 地域・社会貢献活動の支援を行います。	企業や商店、寺社に対して賛助会員募集パンフレット(福祉教育プログラムメニューを記載)を配り、会員増強を行います。		
地域・社会員配合期の人権を行いより。		賛助会員になった企業や企業の顧客などを対象! 出前講座(認知症サポーター養成講座、権利擁語 ランティア紹介、地域活動参加の促しなど)を行い す。	
	福祉教育を実施します。		
②福祉教育において、事前に学校に「どの様な福祉教育を行いたいのか」などの要望を聞き、内容を反映させたプログラムを提案しま	平成30年度に参加した学校、ボランティア(当事者含む)を集めて、意見交換会を行います。	校、ボランティア(当事者	平成32年度に参加した学校、ボランティア(当事者 含む)を集めて、意見交換会を行います。
す。併せて「福祉施設の職員」や「当事者」を講師としたプログラムの提案も行います。	意見交換会で上がった内容を反映した福祉教育プログラムを検討します。	意見交換会で上がった内容を反映した福祉教育プログラムを検討します。	意見交換会で上がった内容を反映した福祉教育プログラムを検討します。
		反映した福祉教育プログラムを実施します。	
	あわせた、ボランティアセンター事業計画を作成し、	平成31年度の相談内容にあわせた、ボランティアセンター事業計画を作成し、ボランティア養成講座を行います。	平成32年度の相談内容にあわせた、ボランティアセンター事業計画を作成し、ボランティア養成講座を行います。
③「地域ニーズ」に合わせたボランティア養成 講座などを行います。「活動希望者・講習会 参加者」などのボランティアを「既存の活動 者」と繋いでいきます。また「新たな活動団体」 の立ち上げ支援を行います。	ボランティア募集のため既存のグループ発表会を行います。	ボランティア募集のため既存のグループ発表会を行います。	ボランティア募集のため既存のグループ発表会を行います。
	心となり、地区担当、生活	ボランティアセンターが中心となり、地区担当、生活支援コーディネーターなどが連携して、地区ごとのニーズを把握します。	ボランティアセンターが中心となり、地区担当、生活支援コーディネーターなどが連携して、地区ごとのニーズを把握します。
④40代・50代といった「子育て世代」や退職して間もない「高齢者」等が地域活動に関心を持ってもらう「きっかけづくり」として研修会などを行います。	ボランティア募集のため既存のグループ発表会やニーズに合わせたボランティア養成講座を行います。	ボランティア募集のため既存のグループ発表会やニーズに合わせたボランティア養成講座を行います。	ボランティア募集のため既存のグループ発表会やニーズに合わせたボランティア養成講座を行います。

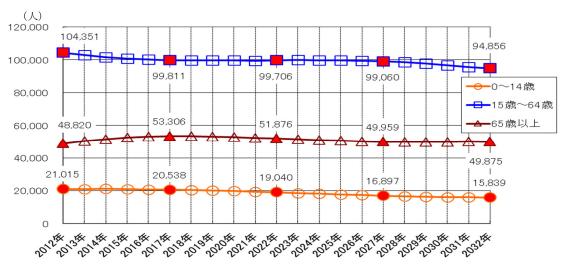
第2章 鎌倉市の現状及び策定までの経過

1. 鎌倉市の地域福祉を巡る現状

(1) 人口の推移



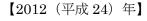
(2)年齢3区分別人口



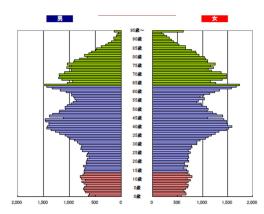
(3) 高齢者人口

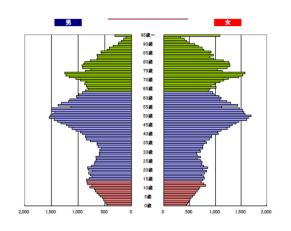
(人) 60,000 53,306 51,876 48 820 49,959 49,875 50,000 40.000 30,127 32,011 28.282 29.437 24,899 30,000 20.438 17.948 20,000 23,922 25,024 21,749 -65歳~74歳 10,000 75歳以上 - 総数(65歳以上)

(4) 人口ピラミッド

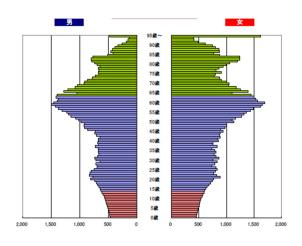


【2022 (平成34)年】





【2032 (平成 44) 年】



【鎌倉市総務課市政情報担当、鎌倉市政策創造担当】※2018年までは国勢調査を基礎として住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等の増減を加算した各年1月現在の推計値。2019年以降は、2012年1月1日の人口を基準として、コーホート要因法を用いた推計値。

本市の人口は 1987 (昭和 62) 年をピークに減少し、2002 (平成 14) 年から再び増加してきましたが、2008 (平成 20) 年以降は 173,000~174,000 人の間で推移しています。

高齢者人口は2018 (平成30) 年をピークに、高齢化率は2019 (平成31) 年をピークに減少していきますが、その内訳として、65~74歳の人口が減少しているのに対して、75歳以上の人口は増加する傾向が続き、75歳以上の後期高齢者の割合が大きくなっていきます。

全国平均よりも早い鎌倉市の後期高齢者割合の増加は、要介護高齢者の増加のみならず、買い物、調理、掃除、ゴミ出し、外出、孤立・孤独など生活支援ニーズの増加を意味します。一方で高齢化率・後期高齢化率が進むことは、社会的な担い手や支え手となる福祉従事者や福祉活動者の不足=確保問題にもかかわってきます。今後、より高齢者の生きがい・健康増進・介護予防・生活支援につながる活動を創出するとともに、それらを担う地域福祉人材の発掘・育成に取り組んでいく必要があります。

(5) 世帯の家族類型別の割合



【出典:総務省統計局国勢調査結果】

夫婦と子ども、三世代の家族が減少し、単身世帯が増加しています。世帯人員が減ることは家族の自助力の低下を意味します。以前は家族が支え合って解決できていた生活課題を解決できなくなり社会問題化していくことが考えられます。

(6) 高齢夫婦・単身世帯数の推移



【出典:総務省統計局国勢調査結果】

高齢者のみ(高齢夫婦・単身世帯)で生活している世帯は全世帯数の約3割にあたり、約3世帯に1世帯の割合で高齢者のみで生活をしていることになります。

また、(5) と (6) を掛け合わせてみると、2010 (平成 22) 年から 2015 (平成 27) 年にかけての全世帯における単身世帯の増加数は約 1,200 世帯ですが、(6) の図の同じ期間における高齢者単身世帯数の増加数約 1,000 世帯と重ね合わせると、鎌倉市における単身世帯増加のほとんどは高齢者単身世帯の増加とみることができます。

さらに(6)からは、2015年の単身高齢者数9,220人、高齢夫婦世帯11,134世帯(つまり22,268人)であり、市内約5.3万人いる高齢者の約6割は単身世帯ないしは夫婦のみ世帯で暮らしているということになります。このことは、家族の介護力の低下を意味するほかに、調理・掃除等の生活支援ニーズの増大、外出移動ニーズの増大、孤独感や孤立死の増大などを示唆します。

(7) 要支援・要介護認定者数の推移



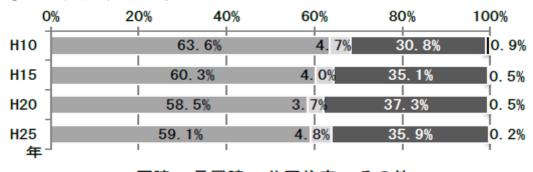
【鎌倉市高齢者いきいき課】※2013 年~2018 年は 9 月 30 日現在の実績値。2019 年以降は推計値。

要支援・要介護認定者数は、2018 (平成30) 年9月末現在10,342人で、介護保険制度が発足した2000 (平成12) 年9月末の3,314人に比べると約3倍に増加しています。要因として、要介護ハイリスク世代である後期高齢者の増加、無縁社会化に伴う家族の介護力の低下などが考えられます。

また、いわゆる団塊の世代すべてが75歳以上となる2025 (平成37) 年に向けて、後期高齢者人口も増加していくと推計されており、要介護者数は今後さらに増加することが見込まれます。

(8) 住宅の状況

①建て方関係別住宅の推移



■一戸建 ■長屋建 ■共同住宅 ■その他

[資料]住宅・土地統計調査

②空き家率の推移

:	年	H10	H15	H20	H25
全	E	11.5%	12.2%	13.1%	13.5%
神奈川県	具	11.6%	11.8%	10.5%	11.2%
鎌倉市	₽	13.0%	12.2%	9.3%	11.8%

[資料]住宅・土地統計調査

【鎌倉市都市マスタープラン(平成27年9月)】

「鎌倉市都市マスタープラン」によれば、鎌倉市の住宅の状況は、一戸建て居住率が 59.1% と高い状況にあります。さらに、ここには詳細なデータは掲載していませんが、木造率約 67%、持家率約 69%と木造の低層戸建持家住宅が多くを占めています。特に鎌倉地域で戸 建持家住宅の比率が高く、玉縄、深沢、大船地域では、共同住宅の比率が高くなっています。 鎌倉市の持家は比較的規模の大きいものが多く、居住水準は高いといえますが、昭和 40 年 代に建設された戸建住宅を中心に、老朽化しているものが少なくありません。老朽化した戸 建住宅や市営住宅については、防災上の視点やライフスタイルへの対応といった視点から 耐震補強やバリアフリー化などを促進することが求められています。

また、住宅・土地統計調査による空き家率を見ると、平成 10 年から平成 20 年まで減少 傾向でしたが、平成25年には増加に転じ、11.8%となっています。これは神奈川県の平均 を上回っており、県内の市町村の中でも空き家の増加が進んでいることが窺えます。

また、鎌倉市には有料老人ホームが多く、その入居者がすべて鎌倉市民ではありませんが、 公的介護保険制度のみならず、富裕層による自助的な老後生活スタイルも特徴的です。

生活保護世帯数の推移 (世帯) 859 900 684 700 1.00% .92% 500 300 100 0.00% 2014年 2017年 2018年 2015年 2016年 ■ 被保護世帯数 - 保護窓

(9) 生活保護世帯数の推移

【鎌倉市生活福祉課】 基準日:2014~2017年までは12月末、2018年は10月末

生活保護世帯数は増加の一途で、2018年の保護率は全世帯数の1.15%に達しています。 2017年10月時点の全国保護率1.69%(神奈川県の保護率も1.687%)よりは低いものの、 保護率の増加傾向が止まりません。高齢者の増加や単身世帯の増加など景気とは別の要因 で保護率が高まっていることが伺えます。

データはありませんが、厚生労働省「国民生活基礎調査の概況」によると、2012 年の我 が国の相対的貧困率(等価処分所得の中央値の半分にあたるもので 122 万円以下の世帯) は 16.1% (およそ1/8 世帯) といわれています。また、総務省統計局「労働力調査」によ ると 2013 年の非正規雇用者 1,906 万人(役員を除く雇用者に占める割合は 36.6%)と増 加傾向にあります。このように、全国的にも鎌倉市においても、生活保護までには至らない 生活困窮世帯の人々も増加していることが伺えます。

(10) 障害児者数の推移



【鎌倉市障害福祉課】

- ※身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者数
- ※各年4月1日現在(精神障害者については、前年度3月31日現在の障害者数を記載)

障害児者数は、5年間で3.6%増加しています。全体では身体障害児者の割合が大きいですが、2014年度から5年間で知的障害者は約10%、精神障害者は約21%増加しています。

2. これまでの地域福祉の計画

社会福祉法第 107 条で市町村は「市町村地域福祉計画」を策定することとなっており、鎌倉市も前期計画では市が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」を一体のものとして 3 年計画として策定しました(2015(平成27)年)。しかし、2017(平成29)年に厚生労働省地域力強化検討委員会報告「地域共生社会の実現に向けて(※用語説明⑩)」に基づき、2017(平成29年)年末に地域福祉計画の策定指針が示され、そのことを盛り込もうとすると今回の計画では間に合わないこと、市が進めている「共生社会づくり」「地域共生社会の実現」が反映される次期総合計画(基本計画)との整合性を保ったものとしたいとの理由から、今期の計画では、策定や実施期間のタイミングが合わず別々に策定されることになりました。

なお、鎌倉市社会福祉協議会では、これまで第1次から第4次までの地域福祉活動計画 を策定し、計画的に地域福祉の充実や推進体制整備を図ってきました。

第1次鎌倉市地域福祉活動計画(2000(平成12)年度~2004(平成16)年度)

少子・高齢社会が急速に進行し、支援を要する人たちが増加し続ける中、当事者団体やサービス団体も増加し、それぞれの機関・団体などが連携・協力して地域福祉活動を推進していくことを目標に掲げ「住民とともに歩む」ことを基本理念としました。

第 2 次鎌倉市地域福祉活動計画 (2005 (平成 17) 年度~2009 (平成 21) 年度)

子どもも、大人も、障害のある方も、高齢の方も、誰もが住み慣れた地域で希望をもって自立した生活をしていくために、保健・福祉・医療などの公的制度や、金銭的負担によって契約するフォーマルサービス(※用語説明②)と、日常生活圏域での支え合いのサポートが総合的に利用できる地域づくりを目標に掲げ「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を基本理念としました。

第 3 次鎌倉市地域福祉活動計画(2010(平成22)年度~2014(平成26)年度)

一人ひとりが自分の住む町に関心をもって、出来ることから参加し、支え合いの気持ちや取り組みがお互いにつながり合うことが大切です。さらに(自助)・(共助)・(公助)の取り組みが一体となることにより、住民の誰もが"鎌倉に住んでいてよかった""これからも鎌倉に住み続けたい"と思える"みんなで支え合うまち・かまくら"を目標に掲げ、第2次計画の基本理念である「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を踏襲して進めていきました。

第4次鎌倉市地域福祉活動計画(かまくらささえあい福祉プラン) 2015 (平成27) 年度~2017 (平成29) 年度+2018 (平成30) 年度

鎌倉市と市社協が一体となって地域住民の活動を支援するという姿勢を明確に示すため、鎌倉市の「地域福祉計画」と市社協の「地域福祉活動計画」の2つの要素を持った一体的な計画「かまくらささえあい福祉プラン」を策定しました。本計画では、市内にある様々な資源や活動、さらに思いを「つなげる」ため「つながり支え合う安心のまち かまくら」を基本理念としました。

3. 第4次計画の評価と残された課題

※詳細及び基データは市社協ホームページ(http://www.kamakura-shakyo.jp)を参照

第4次計画の評価と残された課題(第5次計画へ反映)

※評価方法: ◎達成している ○概ね達成している △不十分

<u> </u>	評価方法:	O١	を成している 〇概ね達成している	△不十分
	目標		取組み	平成30年度取組み目標
			①相談機関による連絡会議・市域のケア会議 への参画	既存の地域ケア会議に参画するとともに、新た に1地区立ち上げに向けて支援していきます。
	総合的な相	協	②分野を超えた相談しやすい総合相談窓口の 開設及び相談事業所や民生委員児童委員等 と連携し生活支援に繋げる運営	職員全員が面接・相談に対応できる、総合相 談支援体制を整えます。
Ι	談体制及び 権利擁護体 制の確立		①地域福祉相談室の運営・増設	地域の相談窓口機能の再構築を行います。
		鎌 倉·		市社協の総合相談事業を支援します。
		市	②市社協が行う総合相談事業への支援	基礎研修1回・実践研修1回を実施し、市民後 見人を育成します。また、市社協の法人後見事 業の支援を行います。
	情報の収集	市社協	①地域・支援団体・当事者団体等からの情報 集約 ②ホームページ、広報紙、パンフレット等を通じ た地域の諸情報である団体情報・活動情報・相 談窓口情報などの的確な発言 ③地域福祉ニーズに対応したデリバリー(出 前)型情報発信 ④福祉制度の改正情報の発信・解説情報の提 供など福祉制度の動向紹介	広報委員会を開催しHP・社協だより、 Facebookを活用した情報発信を行います。
П	□ははのなまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	*	①地域が作成する災害時避難行動要支援者 支援プラン(個別支援プラン)への作成支援	名簿の更新作業及び名簿提供先の拡充を図り ます。
		鎌倉市	②ICTの活用による、新たな情報ツールの構 築に向けた検討	健康づくりに関するポイント制度を構築し、市民の健康づくりを推進します。 ICTを活用した情報収集・提供の仕組みを検 討します。

取り組み状況(平成30年8月末時点)	評価	残された課題の第5次計画への反映
地区社協が主催する既存の地域ケア会議(玉縄NW会議、4地区アセスメント会議など)に参画したが、新たな地区の立ち上げまでは至っていない。	0	地区担当者が中心となり、地域包括支援センター・生活支援コーディネーターと協力して、地域アセスメントを地区社協とともに取り組み、身近な地域での課題と資源を整理し、解決策について協議する場などの運営を支援します(計画 II 社協の役割①②)
地区担当、生活支援コーディネーターが中心となり、窓口相談や地区社協、民生委員等の相談支援を行った。 (介護、権利擁護、生活困窮などに対する相談)	0	「なんでも相談窓口」を設置し、誰もが・なんでも・気軽に相談できる様、職員全員が面接・相談に対応していきます。また、窓口相談だけではなく、アウトリーチ型での問題解決も目指します。(計画 I 社協の役割①)
地域福祉相談室事業の再構築を行い、複雑化する地域課題を解決するための新たな取り組みについて議論を進めており、今年度中の実施を予定している。	0	市役所内での福祉の総合窓口の開設を検討、実施するとともに、地域住民等による福祉活動を支援する仕組みづくりを進めます。
生活支援コーディネーターの配置や、市社協運営費への補助を通じて、市社協の総合相談事業に対する取り組みを支援している。	0	市社協の活動状況を踏まえた支援を行っていきます。
基礎研修についてはH31.1からH31.2にかけて開催予定。実践研修については、平成31年度実施に向け市社協と協議を行っていく。 法人後見事業については、市長後見申立において後見人候補者として市社協を推薦する等、事業の支援を行っている。	0	市社協等関係機関、関係団体と連携し成年後見制度の利用促進を図るとともに、市社協の法人後見事業の取組状況を踏まえた支援を行います。
平成29年度に広報委員会で議論した内容を踏まえ、HP、Facebookを活用し予告型の情報発信を行っている。(各老人福祉センター講座、ボランティア団体活動情報、包括支援センターイベント情報、共同募金運動、各種福祉団体イベント情報など)併せて、社協だよりについては市民に有益な情報が届くよう職員間で検討し、年4回発刊している。HPはリニューアルに向けて作業を進めている。	0	・広報委員会を開催し、広報戦略について協議をします。 ・HP・広報誌・Facebookなどの充実を図ります。(計画IV社協の役割①)・職員、地域の福祉活動関係者などを対象として「広報研修会」を行います。(計画IV社協の役割②)・地区担当者と生活支援コーディネーターが地域の方々との協働活動を通して、情報共有をし、併せて得た情報を事務局内で共有します。(計画IV社協の役割③)
避難行動要支援者名簿を警察、消防、自治会町内会 (126組織)、民生委員児童委員協議会へ提供してい る。また、現在避難行動要支援者への意向確認書の発 送を準備している。(対象者 3,836人)	0	引き続き全町内会等への支援者名簿の配布を目指 すとともに、個別支援プラン作成支援を行っていき ます。
平成30年3月から「かまくらヘルシーポイント」事業を開始し、8月時点で市民2214名が参加している。歩いたり、健康イベントへの参加、未病センター利用等でポイントが貯まり、景品に応募できる仕組みになっており、9月中に第1回抽選を行う予定。	0	引き続き「かまくらヘルシーポイント」の普及を図り、 市民の健康づくりを進めます。また、ICTを活用した 福祉、医療情報の提供等のしくみを検討します。

	目標		取組み	平成30年度取組み目標
	市 社 協 関係機関等 との連携強		①地域ごとの課題解決の場への参画 ②地区社協による地域福祉に関する懇談会等 の開催支援 ③地区社協とボランティア・NPO、民生委員児 童委員、当事者団体、福祉施設、地元企業・ 各種団体等との協力・支援体制づくりへの協力 ④地区社協による地域アセスメントへの支援	・地区社協ごとに担当職員を配置し、地区社協と地区の福祉問題・課題等の情報を共有出来るようにしていきます。
	化	鎌倉	①地域アセスメントへの支援	市社協と地区社協が協働して取り組む地域アセスメント事業の取組み地域の拡大を支援していきます。
		市	④市社協が進める関係機関の連携、協働の仕 組みづくりへの支援	地域課題の解決を目的として、引き続き市社協が進める地域への活動に対し、支援します。
				サロン活動を先行して取り組んでいる事例紹介 を行います。
IV	Ⅳ 交流の促進	社 「交流」活動の提案及び支援 ②「集う場」「交流の場」に参加されない地域	②「集う場」「交流の場」に参加されない地域福	食を通じた誰もが参加しやすい集う場づくりに 取り組みます。
		鎌倉	①講師派遣や場の提供など、地域の集いの場	市社協が地区社協と協働して実施する、地区 ケア会議づくりを支援していきます。
		市	づくりへの支援	地域の方が集い、交流できる場の創出について、今後も検討していきます。
	/ 人材の育成	市社協	①地域福祉活動への参加者拡大 ②地域福祉活動活性化のための人材交流	かまくらボランティアセンター事業計画を作成し、ボランティア連絡協議会・地区ボランティアセンターとの連携を強化していきます。
v			⑤地域福祉人材の育成	地区社協ごとに担当職員を配置して、地域福祉人材の発掘に繋げます。
		鎌倉	①地域福祉に関する啓発活動・講座・研修会	地域課題の解決を目的として、引き続き市社協が進める地域への活動に対し、支援します。 (再掲)
		市	の実施	地域福祉に資する人材育成に対し、既存施策を充実するとともに、新たな施策を検討します。

取り組み状況(平成30年8月末時点)	評価	残された課題の第5次計画への反映
5月より地区担当9名を配置し、地区社協が主催する地域ケア会議や理事会、アセスメント会議などに参画し、地域の関係者で地域課題等の情報の共有を行った。	0	地区担当者が中心となり、地域包括支援センター・生活支援コーディネーターと協力して、地域アセスメントを地区社協とともに取り組み、身近な地域での課題と資源を整理し、解決策について協議する場などの運営を支援します。(計画 II 社協の役割①②)(再掲)
地域アセスメント会議等へ参画し、地域課題等の情報 共有を図ることで地域アセスメント事業の支援を行っている。	0	市社協と連携し、地域アセスメント実施に対する支援を行います。
生活支援コーディネーターの配置や、アセスメント会議 への参画を通じ、市社協の地域への活動を支援してい る。	0	地域福祉推進のための関係機関等との連携等について、社協とともに推進していきます。
サロン活動などの社会資源調査を行い、地区社協、自 治町内会の会議などで、先行事例などの紹介を行っ た。	0	・「寺社、福祉施設、企業等」の活用できるスペースを開拓し、「活動場所などを必要としている団体」と「提供者」とをマッチングする仕組みを作ります。(計画Ⅲ社協の役割①②)
6月30日に「社協の食堂」を開催 (参加者21名 協力者14名) 7月24~25日に子どもを中心とした「ラジオ体操が終ったら社協に集まれ」を開催し、朝食を提供した。 (参加者100名 協力者20名)	0	・居場所・活動場所を確保するため、「空家の活用」に向けて「地域福祉活動関係者の活動拠点の確保」を行政に働きかけます。(計画Ⅲ社協の役割③)・子どもの居場所として、福祉センターなど公共の施設の早朝・夜間の活用や公園のルール変更など、具体的な提案を行政に行います。(計画Ⅲ社協の役割④)
地域ケア会議や地域アセスメント会議等に参画し、情報共有を図る等、市社協が行う地区ケア会議づくりを支援している。	0	地域における見守り、支え合う活動を支援する市社協の活動に対し支援を行います。 また、地域住民が生活課題を相談できる身近な場
市社協が行った食を通じた場づくり等を通じ、交流の場づくりの支援を行っている。	0	所、交流の拠点づくりについて検討します。(しくみ、 場所)
事業を推進するにあたり、事業計画を策定中。	Δ	・相談内容にあわせた、ボランティアセンター事業計画を作成し、ボランティア養成講座を行います。 ・ボランティア募集のため既存のグループ発表会を行います。 ・ボランティアセンターが中心となり地区担当、生活支援コーディネーターなどが連携して、地区ごとのニーズを把握します。 (計画VI社協の役割③)
5月より地区担当9名を配置し、地区社協が主催する地域ケア会議や理事会、アセスメント会議などに参画し地域課題等の情報の共有を行ったが、人材の発掘までには至っていない。	Δ	ボランティアセンター、地区担当、生活支援コーディネーターが連携し、地域ニーズに合わせた、地域福祉人材の発掘・養成に努めます。(計画VI社協の役割③)
生活支援コーディネーターの配置や、アセスメント会議 への参画を通じ、市社協の地域への活動を支援してい る。	©	通信教育、研修等を通じて、市職員の福祉人材の育成を図ります。
市社協職員との人事交流の実施等を通じ、市福祉部門の職員の能力向上を図っている。また、認知症サポーター、高齢者生活支援サポーターの養成講座など、地域福祉人材の育成策について、今後も拡充を図っていく。	©	また、地域住民が生活課題を相談できる身近な場所、交流の拠点づくり(しくみ、場所)について検討するとともに、ボランティアグループ等の自立、継続に向けて市社協とともに適切な支援を行います。

4. 把握されたニーズ

福祉プランを改訂するにあたり市内在住・在勤の皆さまのご意見をお聴きするため、2018 (平成30)年1月から2月にかけて、地区社協に呼びかけ開催した地区懇談会(市内6地区)のほか、主任児童委員連絡協議会・ボランティア連絡協議会の皆さまの懇談会、また、市民・民生委員児童委員・障害者団体・金融機関・コンビニエンスストアの方々にアンケートをお願い致しました。

(1) 各団体へのヒヤリング・アンケート

団体名	時期	参加人数(回答人数)
玉縄地区懇談会	1月31日	13名
西鎌倉地区懇談会	2月12日	11名
腰越地区懇談会	2月14日	15 名
深沢地区懇談会	2月15日	22 名
鎌倉地区懇談会	2月20日	36名
大船地区懇談会	2月21日	39名
ボランティア連絡協議会	2月15日	6名(役員)
主任児童委員連絡協議会	2月26日	17名
市民アンケート	2月7日~3月1日	81 名
民生委員児童委員アンケート	2月7日~3月1日	90名
地域包括支援センター	2月14日~3月1日	10 ケ所
金融機関	2月14日~3月1日	33 名
コンビニエンスストア	2月14日~3月1日	3 店舗
障害者アンケート	鎌倉市が 2017 (平成 29)	年度に実施した鎌倉市障
	害者福祉計画アンケート	より抜粋

(2) 把握された代表的なニーズ (課題) (※原文のまま掲載しています) ※詳細なデータは市社協ホームページ (https://www.kamakura-shakyo.jp) を参照

●地域の担い手について

- ・今活動している方たちは高齢化してきている。新たな担い手を探していかなければいけないが、60代の方たちは仕事をしている人が多い。担い手不足をどのように解消していけばいいか
- ・地域の担い手に過度な負担がかからないよう、住民、行政、市社協、地域包括支援センターの役割分担を明確にした方が良い
- ・子育て世代は子どもが小さいうちは地域の行事や学校行事に参加するが、大きくなる につれ地域との関わりが減っていく

●活動場所について

- ・市民が活動する場・集える場を作ってもらいたい。市役所を移転する際はコミュニティスペースを設けてもらいたい
- •70 代の方々が色々な活動をしている。しかしその活動を繋ぐ場所がない。その為、 空き家を活用して高齢の方が集まって話をしながら町のことに関心をもっていく。そ こに若い方が入って繋がりをもっていく。そのような場所が歩ける範囲に何か所かあ るといい。そのような場所に空き家を活用出来たらいい

●地域の活動について

- ・地域の安定や交流がない中で人の入れ替わりが激しく、大きい家が細分化され核家族 化してきており、その中で高齢者が孤立してきているのが活動している中で一番気に なる
- ・雨戸の開閉や食事のこと等もっと身近なことで困っている方も多い。ちょっとしたお 手伝いがあれば、まだまだ地域で生活できる人もいる
- ・地域活動が重荷にならないような仕組みが必要

●相談体制について

- ・高齢、障害、児童といった分野にとらわれない総合相談窓口が必要
- ・子どもは子ども、高齢者は高齢者ではなく、全て市民がやることだったらここで大丈 夫ですよという課(場所)があればもっとすみやすいまちになるのではないか

【把握された課題の分析】

当事者活動や支援活動をしている地域、グループ、組織、団体等において「とりあえずなんでも相談出来る窓口が欲しい」「場所(活動拠点・活動場所)がない」「担い手となる人材が確保出来ない・育たない」「活動や運営に関する相談相手がいない」「情報がない」「情報が効果的に発信出来ない」「日常生活上のちょっとした支援がほしい」といった課題が浮き彫りにされました。

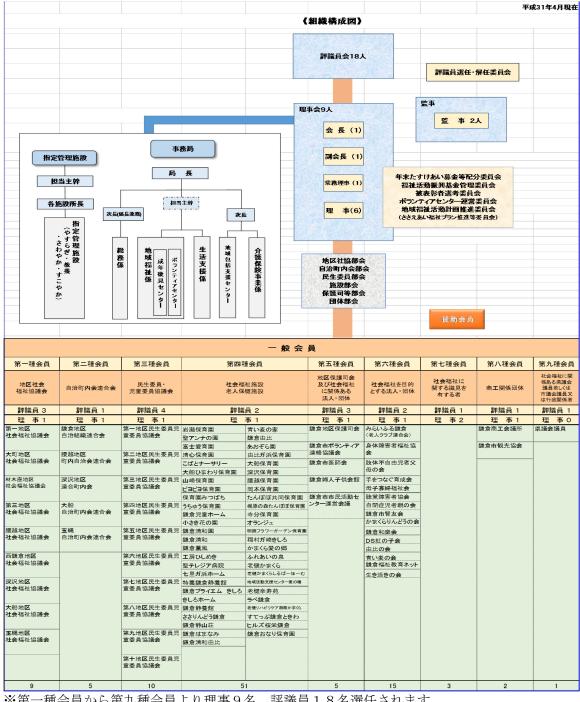
第3章 市社協及び地区社会福祉協議会の取り組み

1. 鎌倉市社会福祉協議会の取り組み

社会福祉協議会(略称して「社協」といいます。)は、「地域福祉の推進を図る団体」 として社会福祉法第109条に規定され各都道府県・各市町村に設置された民間組織(社 会福祉法人団体)であり、行政組織ではなく、地域の皆さんやボランティア・福祉・保 健等の関係者、行政機関の協力を得ながら、市内の地域福祉推進のための諸活動を実行 する民間の社会福祉団体です。

鎌倉市社協は、1952 (昭和 27) 年に任意団体として設立、1975 (昭和 50) 年に「社 会福祉法人」としての法人格を取得して現在に至っています。

(1) 組織構成



※第一種会員から第九種会員より理事9名、評議員18名選任されます。

※理事会は本会運営に関わる業務執行機関であり、評議員会は本会運営に関わる議決機関です。

(2) 市社協の事業活動紹介

◆総務係

- ・理事会・評議員会の開催を始めとする法人全般の運営事務を担う他、永年、地域福祉に貢献された方々の表彰事務などを行っています。
- ・神奈川県共同募金会鎌倉市支会として、共同募金(※用語説明®)活動として街頭募金を始め戸別募金・DM募金などを行い、集まった募金は神奈川県共同募金会を通じて鎌倉市内の地域福祉推進(障害者就労支援施設などの車両購入費、子育てサロン運営費など)に配分しています。

◆地域福祉係

- ・企画広報事業・・・鎌倉福祉まつりの開催、広報誌(社協だより)・ホームページ・フェイスブックによる情報の発信を行っています。
- ・ボランティアセンター運営事業
 - ・・・地域福祉活動の要となるボランティア活動の充実を図るため、 ボランティア講座、研修の開催、各種団体への助成支援、市民 からのボランティアに対する様々な相談に対応、福祉教育への 啓発と支援を行っています。
- ・地域福祉推進事業・各種部会(地区社協、施設、当事者団体)の開催支援、車椅子・ 催事用備品・布おもちゃの貸出、かまくらささえあい福祉プラ ンの改訂及び進行管理、地域福祉活動に関する情報収集と提供、 地区社協による地域アセスメントへの支援、災害ボランティア センター運営などを行っています。
- ・権利擁護事業・・・高齢や障害等で判断能力が不十分な方に対して、日常生活自立 支援事業(県社協受託事業)・成年後見センター(鎌倉市受託 事業)(※用語説明29)・法人後見事業などの援助を行っていま す。併せて市民後見人の活動支援を行っています。
- ·生活福祉資金貸付事業(県社協受託事業)
 - ・・・低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、 その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸 付事業を行っています。
- ・助成事業 ・・・地区社協、当事者団体、ボランティア団体、有償福祉サービス 団体、福祉活動団体への運営費などの助成を行っています。
- ◆生活支援係(生活支援コーディネーター:鎌倉市受託事業)

5つの行政区域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援・介護 予防活動に取り組む地域の方々と一緒に課題や情報を共有し、地域の支え合いを広げて いきます。

◆地域包括支援センター (鎌倉市受託事業)

地域包括支援センターは「高齢者のよろず相談所」です。専属の保健師(看護師)、 社会福祉士、主任ケアマネジャーが高齢者をめぐる不安や相談に対応することで、地域 住民の心身の健康・生活の安定に必要な支援を行います。市内には10ケ所の地域包括 支援センターがあり、本会は十二所、浄明寺、二階堂、西御門、雪ノ下、扇ガ谷、小町、 御成町を担当しています。

◆介護保険事業係

高齢者や障害者が自立した生活を送ることができるよう、介護保険法による居宅介護 支援事業所(ケアプランの作成など)(※用語説明⑩)及び訪問介護事業所(ホームへ ルパーの派遣など)(※用語説明⑪)を運営しています。 (居宅介護支援事業所は 2019 (平成 31) 年 4 月末、訪問介護事業所は 2020 年 3 月末に 閉鎖予定)

◆老人福祉センター運営事業(鎌倉市指定管理事業)(※用語説明②)

鎌倉市から指定管理を受けている老人福祉センターの施設管理をはじめ、地域の高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションのための各種事業、さらに、各施設を拠点として、地域福祉の推進を図っています。

◆地区担当制

地区社協単位(エリア)で活動を行い、各地域に出向き、様々な困りごとに対して行政・関係機関等と連携を図り総合的な相談支援を行い、また、地区活動への支援や支えあいの仕組みづくりを行う市社協の担当職員。鎌倉市では9地区社協単位(エリア)に9名の専門職員を配置しています。

2. 地区社会福祉協議会の取り組み

地区社会福祉協議会は、略して「地区社協」"ちくしゃきょう"と言います。

地区社協は、皆さんの住むまちで福祉活動を進めることを目的とした福祉専門組織です。住民の皆さんから自治・町内会を通じて納められた年会費と行政や市社協からの助成金を主な活動財源として活動する、自主的な組織として鎌倉市内には9つの地区社協があります。

地区社協は、地域で生活している人だからこそ共感できる福祉的な課題について話し合い、自ら取り組めることを考え、活動に結び付けることができるのが特徴です。

各地域では、自治・町内会、民生委員児童委員協議会、ボランティアなど様々な人たちが、それぞれの目的を持って活動されています。これらの人々が"同じ地域に暮らす者同士"という共通項で結ばれて地区社協を構成し、「みんながつながる、支え合い、助け合うまち」を目標に活動しています。

(1) 主な取り組み(活動)

1 小地域ネットワーク活動(地域ケア会議・地域福祉懇談会など)

地域でいろいろな活動をする人たちが集い、話し合える場が出来ると、お互いの 役割を知ることができたり、顔見知りになることができます。発展すると、福祉的 な課題についての解決策や対応のしくみづくりが検討できます。

2 見守り活動

核家族化・高齢化により、一人暮らし高齢者や老夫婦世帯が増加しています。普段の生活のなかで起こるちょっとした異変にまわりが気付くことが出来ると問題の早期発見に繋がることがあります。

現在、地区社協では地域の自治・町内会の方、民生委員児童委員、ボランティア、 近隣の方々などが中心となって様々な形で見守り活動が取り組まれています。

3 サロン活動

身近な場所で地域の方が参加しやすく、交流できる場づくりが求められています。 顔の見える関係が出来ると、生活情報や地域の情報を得ることもできる便利な社交 場になります。

※各地区社協の取組みについては、

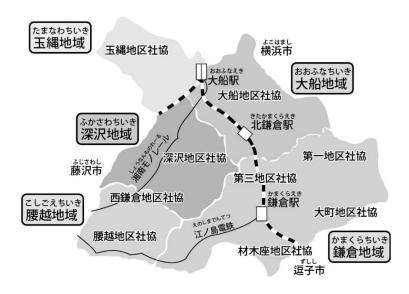
市社協ホームページ (https://www.kamakura-shakyo.jp) を参照。

(2) 地区社協エリア

(2017 (平成 29) 年 12 月現在)

	第一地区社協	大町地区社協	材木座地区社協	第三地区社協	腰越地区社協
範囲	十二所、浄明寺	大町 1~7 丁	材木座1・2丁目	佐助 1・2 丁	腰越 1~5 丁目・
	1~6 丁目、二	目、材木座1・	の一部、3~6 丁	目、御成町の	未表示の一部、
	階堂、西御門	2 丁目の一部	目	一部(蔵屋敷	津の一部、七里
	1・2 丁目、雪ノ			町内会)、由比	ガ浜東 1~5 丁
	下 1~5 丁目·			ヶ浜 1~4 丁	目、七里ガ浜1・
	非表示、扇ガ谷			目、坂ノ下、笹	2丁目、津西1・
	1~4 丁目、御			目町、長谷 1	2丁目
	成町の一部、小			~5 丁目、極	
	町1~3			楽寺 1~4 丁	
				目、稲村ガ崎	
				1~4丁目	
地域人口	16,470名	5,673名	6,371名	17,635名	14,964名
世帯数	7, 134 世帯	2,416 世帯	2,770 世帯	7,511 世帯	6,040 世帯
加入世帯数	6,468 世帯	2,324 世帯	2,094 世帯	6,217 世帯	5,058 世帯
加入率	90, 7%	96, 2%	75,6%	82,8%	83, 7%
自治·町内会数	24	9	11	21	13

	西鎌倉地区社協	深沢地区社協	大船地区社協	玉縄地区社協
範囲	津、腰越未表示	梶原 1~5 丁	山ノ内、小袋谷	台1丁目、岡
	の一部、西鎌倉	目·未表示、寺	1・2 丁目・未表	本、玉縄 1~5
	1~4丁目、鎌倉	分 1~3 丁目・	示、大船 1~6 丁	丁目、植木、城
	山 1 丁目の一	未表示、山崎、	目・未表示、台2	廻、関谷
	部・2~4 丁目、	上町屋、笛田	~5 丁目・未表	
	手広1~6丁目・	1~6丁目、常	示、今泉1~5丁	
	未表示	盤、鎌倉山 1	目、今泉台 1~7	
		丁目の一部	丁目、岩瀬 1 丁	
			目・未表示、高野	
地域人口	15,788名	27,016名	43,064名	24,841名
世帯数	6,601 世帯	11, 496 世帯	19,289 世帯	10,117 世帯
加入世帯数	5,353 世帯	9, 264 世帯	16, 196 世帯	8,093 世帯
加入率	81, 1%	80,6%	84,0%	80,0%
自治・町内会数	10	30	30	33



(3) 地区社協と自治・町内会などのエリア分け

	545.74 F		10民生委員	市立	市立	市社	劦
9地区社協	5行政区 (自治·町内会)	10包括	児童委員	16小学校	9中学校	生活支援コーディネーター	地区 担当者
第一		市社協	1区				第一地区
大町	M A 116 □	Δ¥ Δ ±.1 ¬	0E	御成小 第一小	御成中	鎌倉地区	大町地区
材木座	鎌倉地区	鎌倉きしろ	2区	第二小 稲村ガ崎小	第一中 第二中	担当	材木座 地区
第三		静養館	3区				第三地区
腰越	11 to 11 to 12	聖テレジア	4区	七里ガ浜小 腰越小	腰越中		腰越地区
西鎌倉	腰越地区	聖テレジア	10区 西	西鎌倉小	手広中	腰越地区 担当	西鎌倉
	第2				地区		
深沢	深沢地区	みどりの園	5区	深沢小 山崎小	深沢中	深沢地区	深沢地区
1410		湘南鎌倉	6区	富士塚小	1/4/17	担当	林 火地区
- ₩\	LANTINE	きしろ	7区	大船小	大船中	大船地区	大船地区
大船	大船地区	ふれあいの泉	8区	小坂小 今泉小	岩瀬中		八丽坦区
玉縄	玉縄地区	ささりんどう 鎌倉	9区	玉縄小 植木小 関谷小	玉縄中	玉縄地区 担当	玉縄地区

地区社協はどうして出来たの?

市町村社協が設置され始めた昭和 20 年代前半、日本の市町村数は 10,000 を超え、その圏域規模は概ね今日の中学校区程度でした。しかし、その後の昭和の大合併で昭和 36 年には 3,500 弱まで減少し、さらに平成の大合併で約 1,700 となりました。元々は、中学校区単位の圏域であった市町村に社協を設置して「地域づくり」を進めていこうとしたものが市町村の大合併によって、市町村社協も同様に合併し、規模の拡大化が進んだことで、地区社協の発想が生まれました。つまり、当初の社会福祉協議会設置の規模である中学校区圏域で「地域づくり」を改めて進める必要性が叫ばれ、地区社協の整備、推進が図られてきた経緯があります。

鎌倉の地区社協もそのほとんどが昭和30年代に設立されていることをみると、昭和の市町村大合併の影響があったと思われます。

第4章 資料編

1. かまくら ささえあい福祉プラン推進等委員会設置要綱

第1条 この要綱は、鎌倉市の地域福祉を推進するための かまくら ささえあい福祉プラン 推進等委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるもの とする。

(所堂事項)

- 第2条 委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1) 鎌倉市の地域福祉を推進するための かまくら ささえあい福祉プラン(以下「福祉 プラン」という。) の策定及び進行管理に関する事項について
 - (2) その他委員会が必要と認めた事項について

(組織)

- 第3条 委員会は、20名以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者で構成する
 - (1) 地区社会福祉協議会
 - (2)鎌倉市自治町内会総連合会
 - (3)鎌倉市民生委員児童委員協議会
 - (4) 社会福祉施設
 - (5)鎌倉市ボランティア連絡協議会
 - (6) 福祉当事者団体
 - (7)鎌倉市市民活動センター運営会議 (15)鎌倉市
- (10)鎌倉保健福祉事務所
- (11)鎌倉市自主防災組織連合会
- (12)地域包括支援センター
- (13)鎌倉市老人クラブ連合会 (みらいふる鎌倉)
- (14) 一般企業
- (8)住民参加型在宅サービス実施団体 (16)学識経験を有する者
- (9)子育て支援グループ
- 3 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって定める。
- 4 福祉プランを策定し又は推進する上で意見を聴く必要があるときは、委員会に関係者 を参加させることができる。
- 5 委員会に部会を設置することができる。
- 6 部会の委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。

(職務)

- 第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。 (委員等の任期)
- 第5条 正副委員長及び委員の任期は、福祉プランの計画期間とする。
- 2 第3条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員となった者が、その身分又は 資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き議決することはできない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するとこ ろによる。

(幹事)

第7条 委員会に鎌倉市社会福祉協議会職員のうちから、幹事若干人を置くことができる。 2 幹事は、委員会の所掌事項について、委員を補佐する。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、鎌倉市社会福祉協議会職員が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議 して定めるものとする。

附則

この要綱は、平成29年8月23日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年5月25日から施行する。 (経過措置)
- 2 平成31年3月31日までの間、第7条及び第8条中「鎌倉市社会福祉協議会職員」 とあるのは「鎌倉市役所職員及び鎌倉市社会福祉協議会職員」とする。

2. かまくらささえあい福祉プラン推進等委員会委員名簿

平成31年3月 日現在

(敬称略)

	委員氏名	所属団体・役職	備考
1	清田 安孝	地区社会福祉協議会 前副部会長	作業部会委員
2	奥村 徹也	鎌倉市自治町内会総連合会 副会長	
3	星野 茂	鎌倉市民生委員児童委員協議会 副会長	
4	西﨑 猛之	社会福祉法人鎌倉静養館 軽費老人ホーム鎌倉静養館 施設長	作業部会委員
5	荒川 登美子 武井 みどり	鎌倉市ボランティア連絡協議会 副会長	~29 年 12 月 29 年 12 月~
6	国分 哲男	鎌倉市肢体不自由児者父母の会 会長	作業部会委員
7	西畑 直樹	鎌倉市市民活動センター運営会議 センター長	
8	○谷本 紀久美	元鎌倉ホームヘルプ協会 ベルの会理事長	作業部会委員
9	長谷川 節子	かまくら子育て支援グループ懇談会 代表	作業部会委員
10	赤枝いつみ弘中千加	神奈川県鎌倉保健福祉事務所 保健福祉部長	~30年3月 30年4月~
11	岩佐 勝司 西村 亮平	鎌倉市自主防災組織連合会 副会長	~30年6月 30年7月~
	古江 正人	社会福祉法人湘南育成園 地域包括支援センターささりんどう鎌倉 管理者	~30年3月
12	松井 敦子	社会福祉法人麗寿会 地域包括支援センターふれあいの泉 管理者	30年4月~30年12月
	磯 佐智子	社会福祉法人麗寿会 地域包括支援センターふれあいの泉 管理者	31年1月~
13	鈴木 義雄	鎌倉市老人クラブ連合会(みらいふる鎌倉) 副会長	
14	遠藤 正二	湘南信用金庫 鎌倉営業部 営業部長	
15	大澤 一則	鎌倉市 健康福祉部次長	30年5月~
16	◎川上 富雄	駒澤大学文学部社会学科 准教授	作業部会委員

◎…委員長 ○…副委員長

3. 策定経過

◆推進等委員会

第1回 開催日:2017 (平成29) 年8月23日 (水) 15:15~16:35

議 題:(1) かまくらささえあい福祉プラン推進等委員会設置要綱について

(2) 正副委員長の選出について

(3) 今後のスケジュールについて

(4) 作業部会立ち上げについて

第2回 開催日:2017 (平成29) 年12月20日 (水) 13:30~15:25

議 題:(1)かまくらささえあい福祉プラン平成30年度の取組みについて

(2) かまくらささえあい福祉プラン 第2次計画に向けた関係団体等ヒヤリング・アンケートについて

第3回 開催日:2018 (平成30) 年1月26日 (金) 13:30~15:35

議 題:(1) 我が事・丸ごと「地域共生社会」の実現に向けて

(2) かまくらささえあい福祉プラン 第2次計画に向けた関係団体等ヒヤリング・アンケートについて

[1月~2月 地区懇談会、ボランティア・主任児童委員懇談会、 市民・民生委員・障害者・金融機関・コンビニエンスストア アンケート]

第4回 開催日:2018 (平成30) 年3月19日(月) 13:30~15:40

議 題:(1) ヒヤリング・アンケート結果の報告と計画への反映について

第5回 開催日:2018 (平成30) 年5月25日 (金) 13:30~16:00

議 題:(1) かまくらささえあい福祉プランの進め方について

(2) かまくらささえあい福祉プラン推進等委員会設置要綱について

(3) 課題整理から導かれた計画の柱と重点目標について

第6回 開催日:2018 (平成30) 年7月27日 (金) 13:30~15:00

議 題:(1)かまくらささえあい福祉プラン(鎌倉市地域福祉活動計画)体系図(素案)

第7回 開催日:2018 (平成30) 年9月25日 (火) 9:30~11:30

議 題:(1)かまくらささえあい福祉プラン 平成30年度中間評価について

(2) かまくらささえあい福祉プラン (素案) について

[11月~12月 市民意見募集・地区懇談会]

第8回 開催日:2018 (平成30) 年12月5日 (火) 13:30~16:10

議 題:(1) かまくらささえあい福祉プラン (素案) について

第9回 開催日:2019 (平成31) 年1月30日 (水) 15:00~16:45

議 題:(1) かまくらささえあい福祉プラン (素案) について

(2) かまくらささえあい福祉プランダイジェスト版 (素案) について

◆作業部会

第1回 開催日:2017 (平成29) 年9月22日 (金) 10:00~12:40

議 題:(1) かまくらささえあい福祉プランスケジュールについて

- (2) かまくらささえあい福祉プラン推進等委員会委員構成について
- (3) 第2次プランに向けた関係団体等ヒヤリング・アンケートについて
- (4) かまくらささえあい福祉プラン評価及び今後の取り組みについて

第2回 開催日:2017 (平成29) 年11月15日 (水) 13:05~15:55

議 題:(1)かまくらささえあい福祉プラン平成30年度の取組みについて

(2) かまくらささえあい福祉プラン 2次計画に向けた関係団体等ヒヤリング・アンケートについて

第3回 開催日:2018(平成30)年3月6日(火)13:30~16:25

議 題:(1) ヒヤリング・アンケート結果の報告と計画への反映について

第4回 開催日:2018 (平成30) 年4月18日 (水) 14:30~16:45

議 題:(1)基本理念と重点目標(骨子)について

(2) 重点目標(骨子)に基づく課題整理

第5回 開催日:2018 (平成30) 年6月13日 (水) 13:30~16:30

議 題:(1) 計画の目標について

(2) 各主体の役割・取組みについて

第6回 開催日:2018 (平成30) 年7月4日 (水) 13:35~16:50

議 題:(1) 計画の目標について

(2) 各主体の役割・取組みについて

第7回 開催日:2018 (平成30) 年8月21日 (火) 13:35~16:30

議題:(1)かまくらささえあい福祉プラン(鎌倉市地域福祉活動計画)体系図(素案)について 市社協行動計画(平成31年度~平成33年度)(素案)について

第8回 開催日:2018 (平成30) 年9月10日(月) 13:30~16:45

議 題:(1)かまくらささえあい福祉プラン(鎌倉市地域福祉活動計画)体系図(素案)について 市社協行動計画(平成31年度~平成33年度)(素案)について

第9回 開催日:2018 (平成30) 年9月19日 (火) 13:30~16:50

議 題:(1)かまくらささえあい福祉プラン平成30年度中間評価について

(2) かまくらささえあい福祉プラン(鎌倉市地域福祉活動計画)体系図(素案)について市社協行動計画(平成31年度~平成33年度)(素案)について

第10回 開催日:2018 (平成30) 年11月16日 (金) 13:30~16:30

議 題:(1) かまくらささえあい福祉プラン (素案) について

第11回 開催日:2019 (平成31) 年1月9日 (水) 13:30~15:45

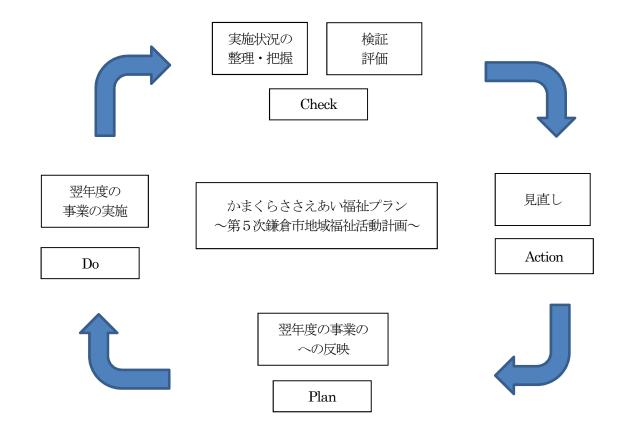
議 題:(1) かまくらささえあい福祉プラン (素案) について

(2) かまくらささえあい福祉プランダイジェスト版 (素案) について

4. 計画の進行管理

この計画は、地区社協、関係団体、福祉事業所、企業、行政等で構成されるかまくらささえあい福祉プラン推進等委員会において、PDCA サイクルに則り、定期的(おおむね半年に1回を目途)に進捗状況を把握、検証、評価することにより進行管理を行います。

かまくらささえあい福祉プラン推進等委員会



5. 委員からのメッセージ

委員氏名	メッセージ
清田 安孝	人生100歳時代といわれる高齢化や、少子・核家族化と共に、福祉課題も多く、また 多岐にわたって顕在化してきています。とりわけ地域、隣人との繋がりが希薄になり、と かく行政依存の時代に、公的支援と同時に地域での自主的な支援活動が重要になります。 第5次地域福祉活動計画は、各地区住民、福祉に関わる団体等からの意見、ニーズをもと に、「みんながつながる、支えあい、助け合う」を基本理念に策定されています。多くの 方の参加・実践が期待されています。
奥村 徹也	高齢、障害、子ども、子育で等の多岐にわたる福祉分野に加え、福祉以外の様々な分野との連携を模索したいわゆる「総花的」なプランが策定されましたが、地域住民がより住みよくなったと感ずる環境を作るべくなお一層の研究と努力が必要と考えます。
星野 茂	民生委員の私にとっては、今回のささえあい、助け合い福祉プランは、まさしく、民生委員活動の基本である地域の見守りの重要性を改めて思い起こす機会となりました。今後とも、地域で、ささえあい、助け合って、向こう3軒両隣の精神を忘れず、民生委員活動をしていく所存です。
西﨑 猛之	社協施設部会は、鎌倉市内社会福祉法人等の51福祉施設(保育・児童、障害、高齢)で、組織しています。それぞれの地域で、個別に地域と交流し、地域福祉の輪を広げていますが、この福祉プランにおいては、福祉施設部会としての総合力をもって、つながり、支え合い、その実践に寄与していきたいと思います。
武井 みどり	鎌倉市ボランティア連絡協議会は地域に密着して活動しているグループが多いです。 出来る事を出来る人達で、つながり支え合って、それぞれの地域で活動に参加していき たいと思います。
国分 哲男	今回の作成にあたっては以前と比べて幅広く意見を聴衆し、熱心な議論が交わされて と思っています。この計画を具体的に実施する段階で改めて当事者団体の意見を聴いて ほしいと思います。理由は「思い込み」で実施することを出来るだけ避けて欲しいからで す。
西畑 直樹	鎌倉には多くの市民活動団体があり、それぞれユニークな活動をしていますが、 これまでは団体間の協働や団体と地域との関係がやや希薄であったかもしれません。今 回の福祉プランの計画策定を契機に、市民の活動をつなぐセンターとして地域の課題解 決に向けた多様な主体の連携や協働、お互いの顔の見えるコミュニティの形成を積極的 にささえていきたいと思います。
谷本 紀久美	市内の各方面の人たちの声をもとに話し合いを深め、計画書に盛り込むのは大変な事でした。この冊子を出来るだけたくさんの方々が読んでいただき活用される事で「みんながつながる 支えあい 助け合うまち かまくら」に近づくことを願っております。
長谷川 節子	近年、子どもを巡る環境は、社会の変化と同じく、近代化、合理化され、人と人のつながりは、機械相手に用事をすませるようになりました。しかし、子育て世代の本音は「誰かとつながりたい、支えてほしい、助けてほしい」これを解決する一歩として、求めるだけではなく、地域社会に溶け込み、多世代とつながり、問題を共有することが大切です。できることから実践することで「みんながつながる、支え合う、助け合うまちかまくら」をつくる原動力となるはずです。
弘中 千加	少子高齢化が進み、福祉に関する課題も多岐にわたっています。今回、第5次のかまくらささえあい福祉プランができました。プランの完成が終わりではなく、プランに基づき、それぞれが取組をしていくことがスタートになると思います。「みんながつながる、支え合い、助け合うまちかまくら」を目指して、皆さんで取組をすすめていきましょう。

自主防災組織は、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動をしています。本計画では「地域の困りごとをみんなで解決していく」ことが基本理念としてあげられています。災害時要配慮者を地域で守り、災害に強い地域づくりに向け多くの方が自分たちのまちを守っていくための活動に参加されることを願っております。 個別の課題は地域の課題へ、多職種連携協働のもと「かまくらささえあい福祉プランを支援していきたいと思います。 高齢化社会において地域金融機関として何ができるのかを考え、"お客様に優しい窓口作り"の為に、当金庫では全ての役職員が認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サ
西村 亮平 れています。災害時要配慮者を地域で守り、災害に強い地域づくりに向け多くの方が自分たちのまちを守っていくための活動に参加されることを願っております。 個別の課題は地域の課題へ、多職種連携協働のもと「かまくらささえあい福祉プランを支援していきたいと思います。 高齢化社会において地域金融機関として何ができるのかを考え、"お客様に優しい窓口
れています。災害時要配慮者を地域で守り、災害に強い地域づくりに向け多くの方が自分たちのまちを守っていくための活動に参加されることを願っております。 個別の課題は地域の課題へ、多職種連携協働のもと「かまくらささえあい福祉プランを支援していきたいと思います。 高齢化社会において地域金融機関として何ができるのかを考え、"お客様に優しい窓口
磯 佐智子 個別の課題は地域の課題へ、多職種連携協働のもと「かまくらささえあい福祉プランを支援していきたいと思います。 高齢化社会において地域金融機関として何ができるのかを考え、"お客様に優しい窓口
機 佐智子 を支援していきたいと思います。 高齢化社会において地域金融機関として何ができるのかを考え、"お客様に優しい窓口
を支援していきたいと思います。 高齢化社会において地域金融機関として何ができるのかを考え、"お客様に優しい窓口
作り"の為に 当全庫では全ての役職員が認知症サポーター養成講座を受講し 認知症サ
遠藤 正二 ポーターとしての資格を取得しています。その他、金融取引のみならず、市民の皆様の多
様なニーズに応えられるパートナーとして、"みんながつながる、支え合い、助け合うす
ち かまくら"の実現に協力していきたいと考えております。
地域福祉とは何でしょう。それは「地域にお住まいの全ての方々が幸せに暮らしてい
くこと」だと考えます。そのために、市は何をするのか。ささえあい福祉プランには、市
の役割も記載しました。市社協と連携して、市としての役割を果していきたいと考えて
大澤一則 います。また、今後、市では地域福祉計画を策定します。かまくらささえあい福祉プラン
を尊重し改訂に至る議論も踏まえて、計画づくりをしてまいります。これからも、地域裕
祉推進のため、皆様のご協力をよろしくお願いします。
鎌倉市には古くから地区社協が設置されており、また、多くのNPOやボランティフ
グループも活発に活動を展開しています。そうした市民活動の潜在力をより一層発揮で
きるよう「ニーズと活動の橋渡し」「支援者・活動者の支援」などを社協等が中心となり
川上 富雄 支援できるよう今回の計画を作りました。計画は目標が達成されて初めて課題が解決さ
れるわけですから、計画書が出来ただけではまだまだ道半ばです。これからの計画実施
段階にこそ市民の皆様のより一層の参加協力が必要となります。より住みやすい鎌倉へ
くりのためにご協力をお願いします。

6. 用語説明

①推進等委員会

かまくらささえあい福祉プラン推進等委員会は、鎌倉市の地域福祉を推進することを目的とし設置され、このプランの 策定及び進行管理を行います。 (※P31.32 要綱参照)

②(災害時避難)要配慮者

災害時避難要配慮者とは、災害対策基本法では「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と説明されており、災害時の避難が自力では困難な方等を指します。「その他の特に配慮を要する者」には、例えば外国人、子育てママさんなども含まれます。

③民生委員児童委員

民生委員は、民生委員法に基づく非常勤特別職の地方公務員とされています。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。人格識見高く、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある人が、自治町内等より推薦され厚生労働大臣から委嘱され3年間の任期で活動しています。市部では概ね220~440世帯を目安に1人ずつ配置され地区を担当し、相談、情報提供、調査、連絡通報、調整、生活支援、意見具申等の活動に取り組んでいます。市内には220人の民生委員児童委員がいます。さらに民生委員児童委員同士の連絡調整や協働活動、研修などを行う目的で10の地区民生委員児童委員協議会(概ね中学校区と一致※P.30表参照)を組織しています。児童委員の役割が複雑高度化してきたことから、1994年より地区を担当しない主任児童委員が配置されるようになっています。

④地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護保険法により設置される地域包括ケアシステムの中心的な役割を果たしている機関です。保健師(看護師)、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置され、高齢者をめぐる相談対応、介護予防の推進、圏域内の介護支援専門員の支援などに取り組んでいます。市内には10ケ所の地域包括支援センターがあります。

⑤ニーズ

ニーズは「需要」という意味の言葉で、需要は「必要としていること」を意味します。福祉分野で「ニーズ」という場合には、 人々が暮らしていくうえで抱える、身体上、経済上、心理上、生活上、関係上の困りごとや不便などを広く差す用語として用いられています。

(6)NPO

広くは、営利を目的とせず、社会貢献的な活動を行う民間の組織(Non-Profit Organization)のことを指しますが、1997年に制定された特定非営利活動促進法に基づき所轄庁から認証を受けた法人格を持つボランティア団体を指す場合もあります。

(7)アウトリーチ型

アウトリーチとは、援助が必要であるにもかかわらず自発的に申し出をしない人々や潜在化しているニーズに対して、 専門機関や専門職が積極的に出向き、発見し、働きかけ、支援の実現をめざすことを指し、近年求められているニーズ への接近方法です。この対極にある考え方が「申請主義」と言われるもので、援助が必要な人が自ら該当する窓口に出 向き申請する支援方法です。

⑧当事者組織

当事者とは、高齢者、障害者、子ども、子育て中の方、その他何らかの支援を必要とする方およびその家族等を指します。当事者組織とは、そうした当事者が集まって作ったグループ、団体、協会などを指します。障害者団体に限らず老人クラブや子育てサークルなども当事者組織といえます。同じ疾病を抱える患者さんの会なども当事者組織と呼ぶ場合があります。類似の概念としてセルフヘルプグループがあります。当事者組織は生活圏域で組織されるものもあれば市町村、都道府県、全国等の組織を持つものまで様々あります。

(9)地域アセスメント

地域の「どこ」に「どんな問題」が「どのくらい」あるのか、また「どこ」に「どんな社会資源」があるのかを把握・分析・評価することにより地域の課題(弱み)や資源(強み)を視覚化することを言います。地域福祉援助方法として古くから言われてきた「地域課題の把握」と同義語です。

①ワークショップ

参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会や参加者が自主的活動方式で行う講習会などを指します。

①地区担当者

地区社協単位(エリア)で活動を行い、各地域に出向き、様々な困りごとに対して行政・関係機関等と連携を図り総合的な相談支援を行い、また、地区活動への支援や支えあいの仕組みづくりを行う市社協の担当職員。鎌倉市では9地区社協単位(エリア)に9名の専門職員を配置しています。

(12)生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーター(別名:地域支え合い推進員)は、2016年の介護保険法改正で新たに配置されることになった専門職です。高齢者の生活支援や介護予防サービス等の提供体制を構築するため、ニーズとサービスの調整、新たなインフォーマル資源開発、支援体制の充実・強化等を図ります。2018年1月から鎌倉市全体を範囲とする第1層の生活支援コーディネーターを鎌倉市に1人、そして、日常生活圏域である5つの行政区(鎌倉地区、腰越地区、深沢地区、大船地区、玉縄地区)ごとに第2層の生活支援コーディネーターを市社協に1名ずつ配置しました。

(13)主任児童委員

児童委員は、児童福祉法第17条に基づき、民生委員が兼務委嘱され、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行いますが、兼務の負担感や虐待の増加など児童福祉問題の複雑困難化などを受け、1994年の児童福祉法改正により、地区を担当せず民児協圏域全体で活動し、児童福祉・子育て支援を専門に担当する主任児童委員が委嘱・配置されることになりました。民児協ごとに2~3名ずつ配置されています。

(4)市民活動センター

鎌倉市市民活動センター(通称 NPO センター鎌倉・大船)は、非営利の社会貢献活動に取り組む市民・市民団体を支援する NPO が運営する施設です。市民、NPO、行政、企業など多様な主体が手をつなぎ、住みやすい地域社会をつくることを目指して活動をしています。現在、同センターの登録団体は360 団体を数えています。

①高齢者サロン・子育てサロン

地域で高齢者や子育て中の方が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながり を深める自主活動の場です。 また、地域で交流の場をもうけることで住民の地域への関心を深め、近隣での助け合い を育む地域づくりを目指します。

16成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、財産を守ったり、福祉サービスの利用契約を支援する制度として、民法が改正され 2000 年から始まった制度です。成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3段階があり、判断能力の程度や本人の事情等に応じて制度を選べます。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が、本人の利益を考えながら本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する制度です。

①梅利擁護

判断能力が十分でない、または判断ができても身体の障害などのために自己の権利を行使することが困難な高齢者や障害者等に対しての人権侵害、権利侵害が生み出されやすくなっています。そうした方々に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行うことを言います。

18法人後見事業

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO などの「法人」が成年後見人、保佐人もしくは補助人(以下、「成年後見人等」といいます。)になり、ご親族等が「個人」で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいいます。一般的に、法人後見では、法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行うので、担当している職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができるという利点があります。鎌倉市社協では2018(平成30)年1月より法人後見を行っています。

19日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、市社協が福祉サービスの利用援助等を行うものです。福祉サービスの利用援助(手続・苦情解決等の支援)だけでなく、日常的金銭管理サービス(年金や手当受領、各種利用料支払い、預金払戻・預入等の支援)、書類等の預かりサービス(年金証書 預貯金の通帳 権利書 契約書類 保険証書 実印、銀行印など)も必要に応じて行っています。

20市民後見人

市民による成年後見人。認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分になった人に親族などがいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や福祉サービスの契約などの身上監護を行います。

②DIG や HUG

DIG は、Disaster(災害)、Imagination(想像)、Game(ゲーム)の略で、参加者が地図を囲みながらゲーム感覚で積極的に災害時の対応策を考える簡易型の図上訓練です。

HUG は、Hinanzyo(避難所)、Unei(運営)、Game(ゲーム)の略で、避難所運営を皆で考えるためのシミュレーションゲームです。避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームです。

②インクルージョンネットかながわ

生活、仕事、住まい、経済的困窮、家族、心身などにさまざまな課題を抱え、孤立や社会的排除など困難な状況にある人たちに対して、包括的かつ継続的な支援を行うことで、共に生きる社会を実現することを目的に設立された一般社団法人です。鎌倉市より生活困窮者自立相談支援事業を受託し、子どもから高齢者まで、暮らしにお困りの方ならどなたでも相談出来るインクル相談室鎌倉を運営しています。

②認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい地域と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいます。講座には、地域住民、金融機関やスーパーマーケットの従業員、小・中・高等学校の生徒など様々な方が受講しています。

②認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族 支援などの初期の支援を包括的、集中的(おおむね6ヶ月)に行い、自立生活のサポートを行うチームのことを言いま す。

②認知症支援推進員

認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務などを行う者のことです。

26地域共生社会の実現に向けて

厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部より示され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことを言います。

②フォーマルサービス/インフォーマルサービス

フォーマルケアともいい、公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援のことをいいます。この対概念がインフォーマルサービスです。インフォーマルケアともいい、公的機関や専門機関など、フォーマルな制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティア、NPO などによる、制度に基づかない共感原理に基づく支援のことをいいます。定義によっては市場原理に基づき提供される有料のサービスもインフォーマルサービスに含まれる場合があります。

28共同募金

共同募金は、戦後間もない 1947 (昭和 22) 年に市民が主体の民間運動として始まりました。当初、戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後、法律に基づき、地域福祉の推進のため活用されてきました。社会の変化のなか、共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する、「じぶんの町を良くするしくみ」として、取り組まれています。

29成年後見センター

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方が成年後見制度を円滑に利用し、住みなれた地域で尊厳を保ちながら安心して暮らせるよう成年後見制度の利用促進及び周知・啓発を行います。

30居宅介護保険事業所

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー(介護支援専門員)が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン(居宅サービス計画)を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。

③訪問介護事業所

訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護等、日常生活上の世話、掃除、洗濯、 通院等のための乗車又は降車の介助等を行います。

32老人福祉センター

高齢者の健康増進・教養の向上・レクリエーションの場の提供を目的とし、生きがいをもって健康的な毎日を過ごしていただくための施設です。鎌倉市では5ケ所(教養センター、名越やすらぎセンター、今泉さわやかセンター、玉縄すこやかセンター、腰越なごやかセンター)あります。

※以下は、かまくらささえあい福祉プラン推進等委員会の所属団体に関する説明です。

33自治•町内会

自治・町内会とは、自分たちの住む地域をよりよいものにしていくために、地域の方々が協力しあい、様々な地域の課題解決に取り組んでいる自主的に組織された任意団体です。それぞれの地域で、お祭りや運動会などの交流・親睦事業や、防犯活動、清掃活動などを行っています。

2018(平成30)年12月現在、市内には182の自治・町内会があります。

34)自主防災組織

自主防災組織とは、災害対策基本法に基づき地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」 ために活動することを目的に結成する組織のことです。2018(平成30)年12月現在、市内には186の自主防災組織が 結成されており、訓練、研修、備蓄など災害への事前の備えを進めているほか、災害時要配慮者への支援の担い手の 中心としての役割も期待されます。

③鎌倉市老人クラブ連合会(みらいふる鎌倉)

老人クラブは、会員同士の交流や親睦を深めるなど生活を豊かにする楽しい活動や、清掃ボランティアやサロンの開催など、地域を豊かにする社会活動を行うなど、多種多様な取り組みをしています。また、一部の老人クラブでは、孤独感の解消、安心した生活が送れるよう、寝たきりの高齢者や一人暮らし高齢者を訪問し、日常生活の手助けや話し相手をする友愛活動を行っています。

鎌倉市老人クラブ連合会では、会の愛称を「みらいふる鎌倉」とし、シンボルマークやイメージソングを作成しています。 2018(平成30)年12月現在、68クラブ、3,500名の会員がいます。

36鎌倉市ボランティア連絡協議会

ボランティア活動を行う団体や個人が、相互の情報交換や、親睦、研修などを行うことを目的として組織された協議会です。

2018(平成30)年3月現在、63団体、3,350名が登録されています。

③かまくら子育て支援グループ懇談会

鎌倉市内の子育で支援グループ有志が集まって1つ1つのグループでは解決できない問題を共有し、行政と話し合いの場を設けたり、要望書を提出したり、親子で楽しめる子育てイベントを開催したりしています。 子育てを終えたベテランから子育て真っ最中の保護者までが一緒に活動しています。

2018(平成30)年4月現在15グループが集まっています。

M E M O

M E M O